

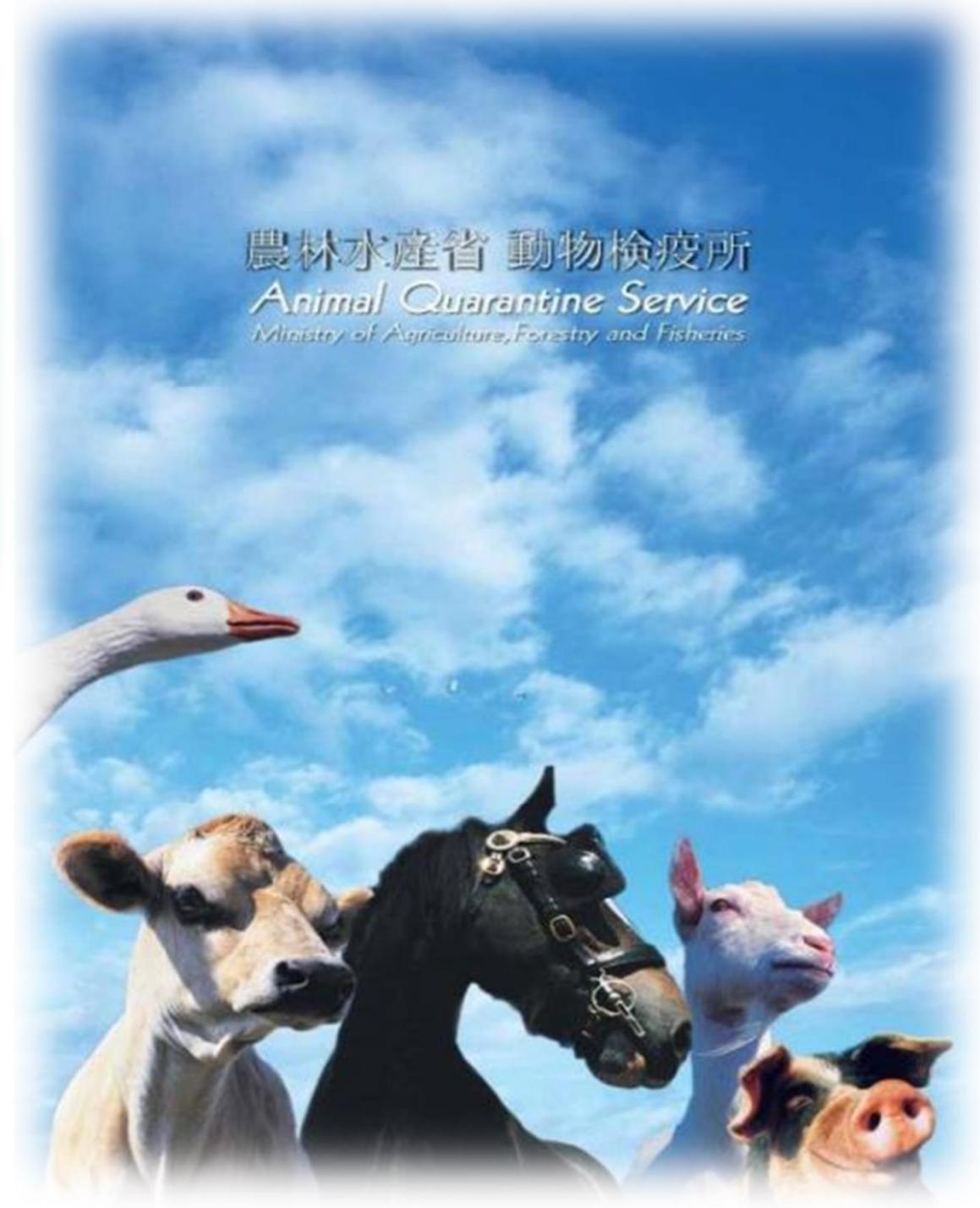
京浜港合同 動物検疫所申請者 向け講習会(輸入)



動植物検疫探知犬
イメージキャラクター
「くんくん」

令和8年1月28日

農林水産省 動物検疫所



本日お話しする内容

1. 動物検疫について
2. スムーズな輸入手続きのために
3. 申請時の不適切事例
4. 理解度チェック

動物検疫所の役割・目的

海外からの伝染性疾病的侵入を防止し、畜産業の振興と
公衆衛生の向上を図っています

農林水産省設置法第11条

- 1 家畜伝染病予防法に基づく輸出入動物、その他の物の検査、その他の措置
- 2 輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査
- 3 「感染症法」の規定による輸入動物の検査、これに基づく措置
- 4 輸出入動物の健康検査
- 5 動物用生物学的製剤及び予防器具の保管、配付、譲与及び貸付け
- 6 「委託」を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと



動物の係留検査

保税倉庫やコンテナ
ターミナル等での
畜産物の検査



空海港の動物検疫カウンター
での旅客等の手荷物検査

犬・猫等の検査



動物検疫業務に係る主な法律

法 律	目 的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾患(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・偶蹄類の動物 ・馬 ・家畜とその卵 ・うさぎ、蜜蜂 ・犬 ・これらの骨、肉、皮、毛等 ・ソーセージ、ハム、ベーコン ・穀物のわら及び飼料用の乾草 	 監視伝染病に限定 家畜伝染病(28種) 届出伝染病(71種)
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・犬 ・猫 ・あらいぐま ・きつね ・スカンク 	 狂犬病
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	・サル	 エボラ出血熱 マールブルグ病
水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	<ul style="list-style-type: none"> ・魚類(さけ科魚類、こい、ふな属魚類(キンギョ等)、こくれん、はくれん等) ・甲殻類(くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類) ・貝類等(とこぶし、えぞあわび、まがき属かき類、ほたてがい、まぼや等) 	24疾病 コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 ウイルス性出血性敗血症 イエローヘッド病 等

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、感染症法により輸入禁止

H15のコイヘルペス
ウイルス病の発生を機に
対策強化、H19から
動物検疫所で対応

主な家畜の伝染性疾患

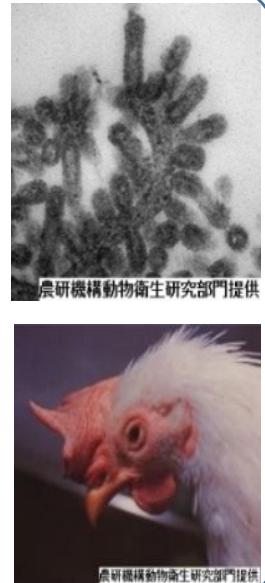
口蹄疫

- ・ウイルスが原因で、偶蹄類の動物（牛、豚、羊など）がかかる伝染病。
- ・発熱、流涎（よだれ）、口の中や蹄に水疱（水ぶくれ）などの症状がみられる。
- ・伝染性が非常に強く、防疫において最も重要な疾病。



鳥インフルエンザ

- ・A型インフルエンザウイルスによる鳥の伝染病。
- ・家きん（鶏など）が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、その多くが死亡。
- ・渡り鳥による伝搬で発生する例もあり。



アフリカ豚熱(ASF)

- ・アフリカ豚熱ウイルスが豚やいのししに感染する伝染病。
- ・発熱や全身の出血性病変を特徴。ワクチンや治療法がなく、最も恐れられている家畜の伝染病の一つ。
- ・ダニや感染した豚との直接接触他、汚染された未調理の豚肉によっても豚に感染する。ウイルスは冷蔵で数ヶ月残存する。



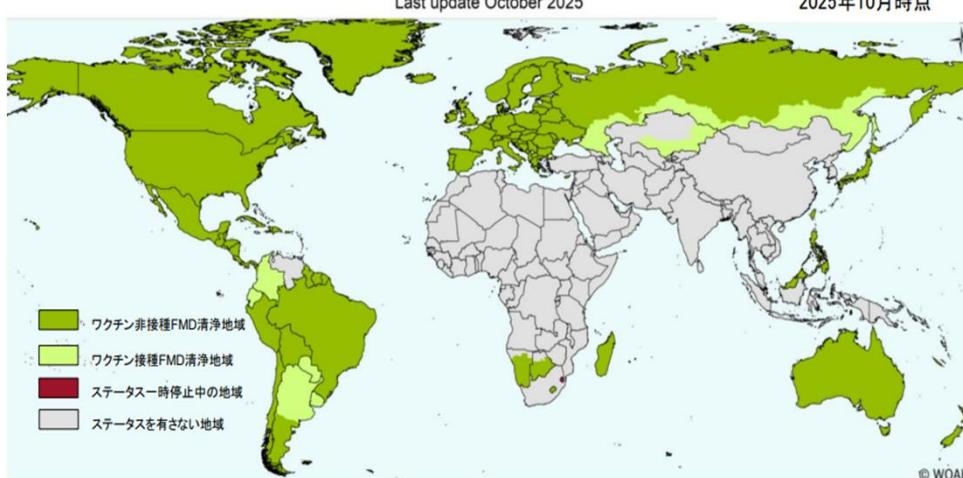
豚熱(CSF)

- ・豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病。
- ・強い伝染力と高い致死率。
- ・感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大。
- ・我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。



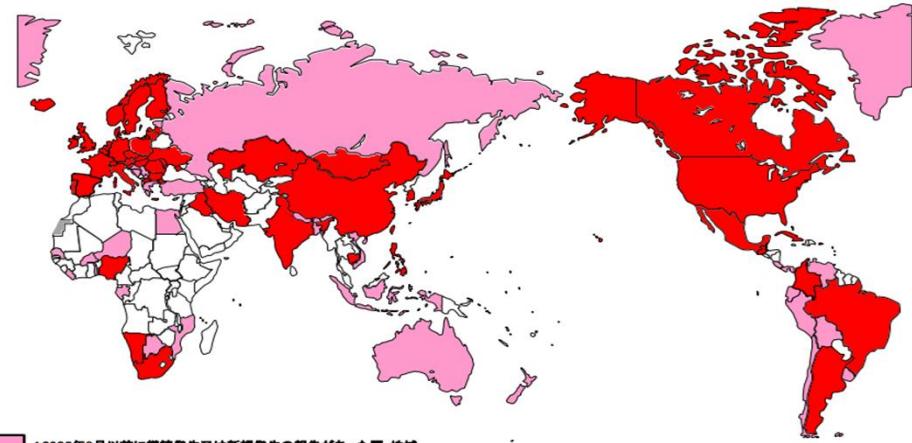
海外における重要伝染病の発生状況

口蹄疫(FMD)のWOAHステータス認定状況
Last update October 2025



https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2023年9月以降)
※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

出典: WOAH等

ASFの発生報告状況

2025年11月28日時点



<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

CSFの発生報告状況

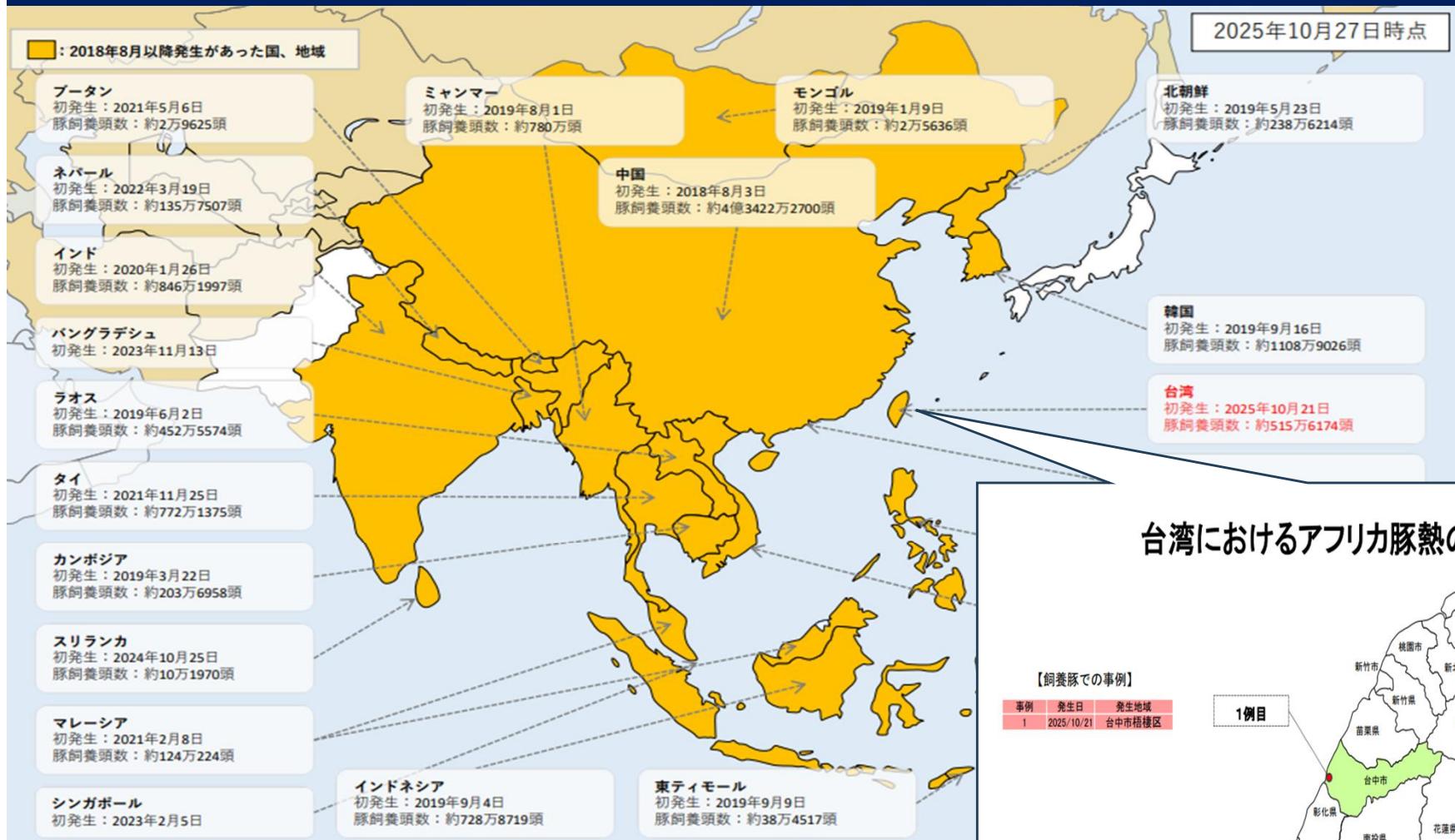
2025年6月17日現在

■ =CSFの発生報告がある国(2018年1月から現在までに、WOAHに発生報告があった国)



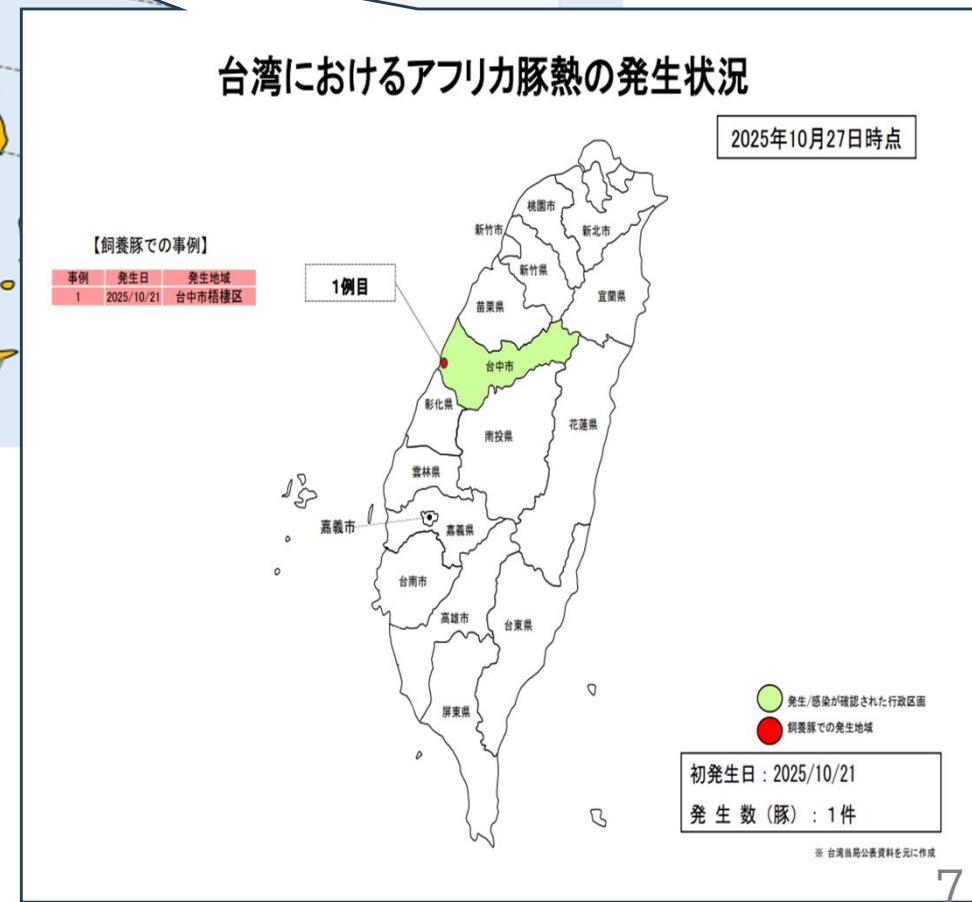
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/abroad.html>

アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況



2018年に中国、2023年に韓国で発生。

2025年10月には**台湾で初の発生。**



重要伝染病侵入時の国内の経済被害

口蹄疫

平成22年（2010）年に宮崎県で発生

※我が国では10年ぶりの発生

発生：292 農場（発生自治体数：11 市町）

家畜の処分頭数：牛 **69,454** 頭、

豚 **227,949** 頭、

その他（山羊、羊、イノシシ、水牛等）**405** 頭

5年間の経済的損失：**2,350億** 円（宮崎県試算）



口蹄疫の感染疑いが確認され、埋却処分される牛
2010年6月宮崎県都城市：Yahoo!ニュースより

(<https://news.yahoo.co.jp/articles/1c5a80c73772534946834fc6ba9f57759ffe2965>)

豚熱

平成30年（2018）年以降、岐阜県等で発生

※我が国では26年ぶりの発生

発生：100 事例（24 都県）※令和7年10月6日まで

（岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県、岩手県、新潟県、愛媛県、千葉県）

家畜の処分頭数：豚 約**43.5万** 頭

動検NEWS

件名：動検NEWS 米国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置について

【要旨】

米国の飼養施設において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。このため、以下の地域から輸出される生きた家きん、家きん肉等については、輸入一時停止措置を講じます。

(輸入一時停止措置対象)

ニューハンプシャー州ロッキンガム郡

詳細については、下記リンクをご参照ください。

動物検疫所ウェブサイト（輸入停止・解除情報）

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>



農林水産省 動物検疫所

〒235-0008

所在地：神奈川県横浜市磯子区原町11-1

電話：045-751-5923

FAX：045-754-1729

ホームページ：<https://www.maff.go.jp/aqs/>



農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

※配信サンプルです。

疾病の発生情報を確認したら…

▶ 疾病の発生情報を確認したら？

1. 保留や停止措置の範囲、対象品の確認

→国単位で保留？郡や州単位で停止？いつから？対象品目は？

2. 輸出国政府機関発行の検査証明書（H/C）の記載内容を確認

→処理を行った場所は？日付は？

3. 貨物の輸送状況の確認

→到着前？入庫済み？

4. 不合格となつた場合の輸入者の意向確認

→返送？焼却？

※受入国の条件によっては、コンテナを開扉すると積戻しが認められない等のリスクがあるため、返送を希望する場合はできる限り入庫前に受入国側の条件を確認してください。

▶ 一時停止措置等が解除されたら？

1. 解除の範囲の確認 →いつから？対象は？

2. H/Cの記載内容を確認 →解除対象の場所？処理日？

疾病発生時の対応 - 事例1 -

米国産鶏肉の輸入申請後、加工工場のあるニューハンプシャー州ロッキンガム郡で鳥インフルエンザが発生。2025年11月15日付で鳥インフルエンザ発生の詳細確認のため該当州由来の家きん肉等の輸入が保留となった。

対象品目 Products subject	対象地域 Zone	*別途定める日 Specified dates YY/MM/DD	輸入停止措置年月日 (外部リンク:プレスリリース) Date of suspension YY/MM/DD	解除措置年月日 (外部リンク:プレスリリース) Date of cancellation YY/MM/DD	
	ニューハンプシャー州 State of New Hampshire ※鳥インフルエンザの発生 があり、詳細確認中のため 2025年11月15日付で保 留 Import inspection pending due to avian influenza detection from November 15, 2025	ベルナップ郡 Belknap County	2022年12月28日	2023年01月27日	2023年11月13日
	メリマック郡 Merrimack County		2022年08月31日	2022年09月27日	2023年11月13日
	ロッキンガム郡 Rockingham County		2022年02月21日	2022年03月20日	2023年11月13日
(1)家きんの肉、臓器等及びこ れらの加工品 Poultry meat, viscera and their products etc.	ニューメキシコ州 State of New Mexico 全域 ※既に輸入一時停止済みのバレ ンシア郡、ベルナリオ郡を除く whole area (excluding Valencia and Bernalillo counties, which		2025年03月02日	2025年04月11日	



輸入者にリスクを説明の上で入庫の意思を確認したところ、デバンを希望したため動物検疫所に相談のうえで指定検査場所に入庫した。

対象地域 Zone		*別途定める日 Specified dates YY/MM/DD	輸入停止措置年月日 (外部リンク:プレスリリース) Date of suspension YY/MM/DD	解除措置年月日 (外部リンク:プレスリリース) Date of cancellation YY/MM/DD
ニューハンプシャー州 State of New Hampshire	ベルナップ郡 Belknap County	2022年12月28日	2023年01月27日	2023年11月13日
	メリマック郡 Merrimack County	2022年08月31日	2022年09月27日	2023年11月13日
	ロッキンガム郡 Rockingham County	2025年10月13日	2025年11月15日	
		2022年02月21日	2022年03月20日	2023年11月13日

その後、詳細確認が終了し、対象郡及びウイルス侵入推定日が特定された。H/Cより、別途定める日以前にと殺され、輸出されるまでの間防疫上安全かつ衛生的に保管・輸送された(同日付までに加工、梱包まで終了)ことが確認でき、停止対象には該当しないと判明、通常の検査対応の後、合格通知が発行された。

疾病発生時の対応 － 事例2 －

スペインからの乳製品(牛由来、飼料用)の輸入申請後、スペインでランピースキン病が発生。2025年10月5日以降、スペインから飼料用の偶蹄類動物由来の乳製品(家畜衛生条件に基づき加熱処理されたものを除く)の輸入が停止となつた。

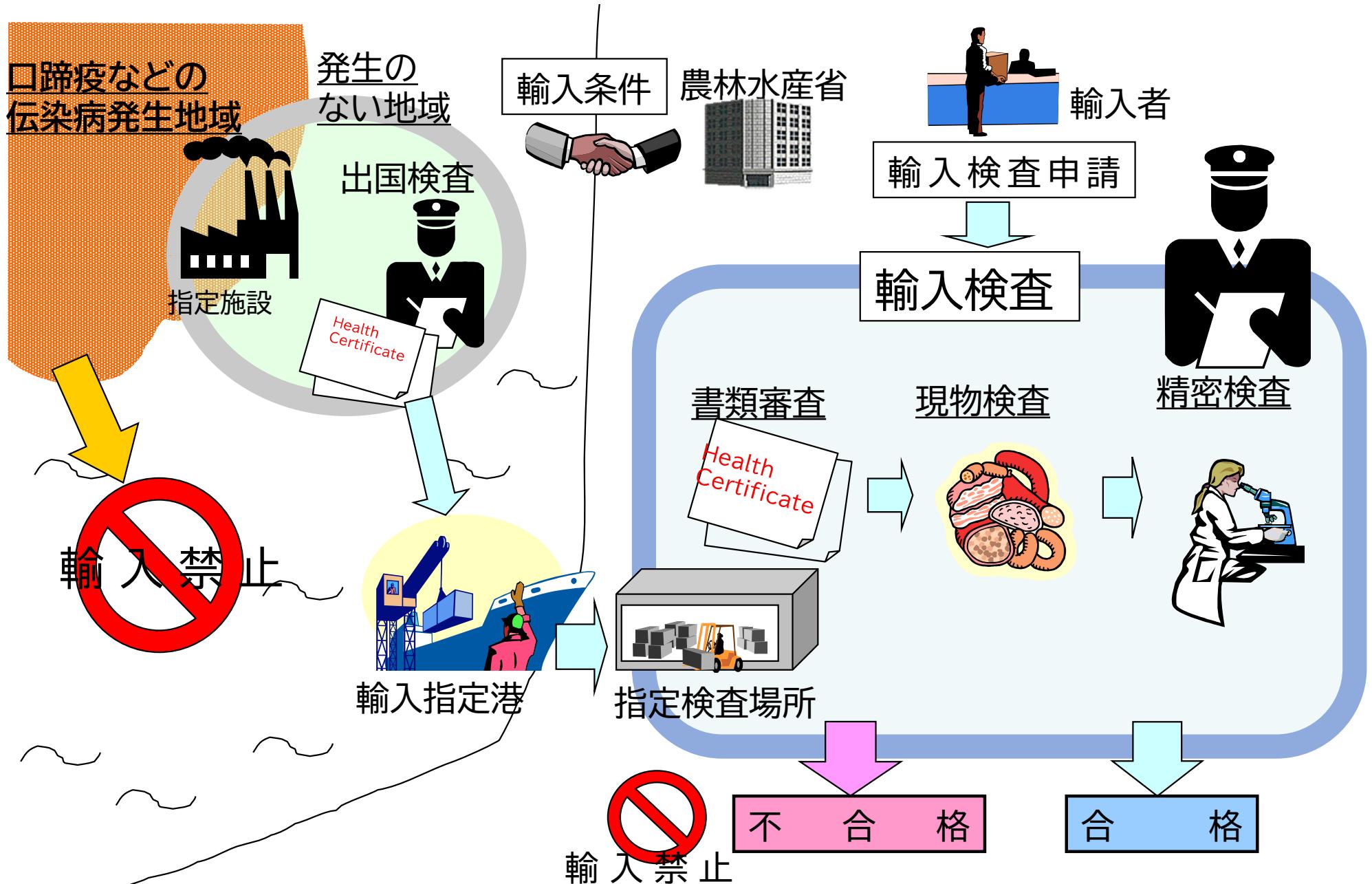
当該貨物のH/Cには加熱処理の記載はなかつたが、輸入者を通じて現地に確認したところ、実際には加熱済みであることが分かつたため、H/Cの差替えが可能かスペイン政府機関へ確認を行うことにした。

スペイン家畜衛生当局からの続報で、ランピースキン病は2025年9月3日以降の感染と推定され、「乳製品の製造日が2025年9月2日以前のものであり、かつ輸出されるまでの間防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものである」ことをスペイン政府が証明しているものは、輸入一時停止措置の対象外となつた。

H/Cの記載内容から、当該品が停止対象には該当しないことが確認できたため、H/Cの差替えは行わず通常の検査対応の後、合格通知が発行された。



畜産物の輸入検査



畜産物の輸入検査(家畜伝染病予防法)



1. 輸入港への到着



2. 指定検査場所



3. 書類検査



4. 現物検査



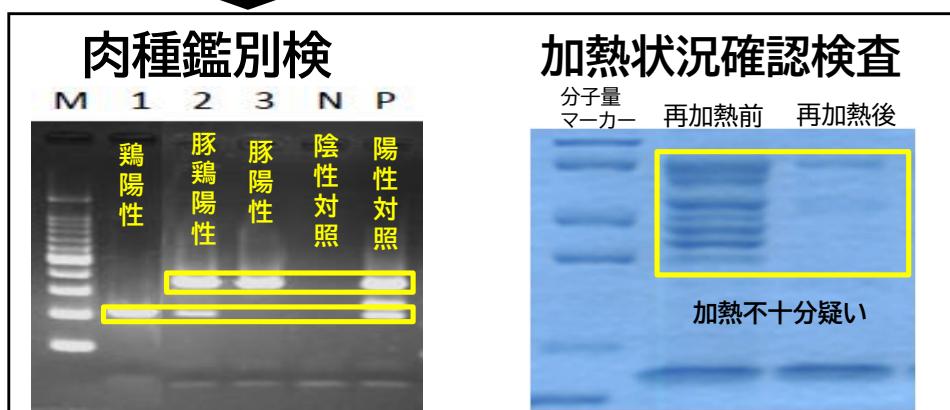
5. 精密検査



6. 消毒

合格 → 7. 輸入検疫証明書の交付

不合格 → 8. 焼却、埋却処分



指定検疫物に該当する畜産物等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、乳製品、精液、未受精卵、受精卵、糞、尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び乾草

本日お話しする内容

1. 動物検疫について
2. スムーズな輸入手手続きのために
3. 申請時の不適切事例
4. 理解度チェック



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

輸入検査申請の流れ

1. 動検対象か輸入が可能か確認

2. 輸入検査申請(電子提出／窓口提出)

3. 動物検疫所による申請の「受付」

4. 書類検査・現物検査判定

5. (現物検査・精密検査)

6. 輸入検疫証明書発行／非該当通知発行

1. 動検対象か輸入が可能か確認

動物検疫の検査が必要な物

1. 指定検疫物

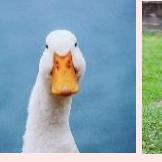
(1) 次に掲げる動物及びその死体

(ア) 偶蹄類の動物及び馬

(イ) 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちよう

その他のかも目の鳥類(以下「かも類」という)これらの初生ひな

(ウ) 犬



(エ) 兔

(オ) みつばち

(2) 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

(3)(1)の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

(4)(1)の動物の生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿

(5)(1)の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉

(6)(3)の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン

(7) 輸入禁止地域からの穀物のわら及び飼料用の乾草

(8) 法第36条第1項ただし書きの許可を受けて輸入する物

2. 要検査物（指定検疫物以外の輸入検査対象物）

魚粉、加水分解たん白質、動物性油脂、動物性粉末油脂、獸脂かす、第2リン酸カルシウム、ゼラチン、コラーゲン、オセインなど

指定検疫物にエミューが追加されます

家畜伝染病予防法施行規則の改正により、動物検疫の対象家畜にエミューが追加されます。

(公布:令和7年9月29日、施行予定:令和8年10月1日)

新たに動物検疫の対象となるもの

- ・生きたエミュー
- ・エミュー由来の畜産物(肉、臓器、卵、羽等)

上記のものを輸入するには、2国間で締結された家畜衛生条件(生きた家きん、家きん肉等)を満たす輸出国政府機関発行の検査証明書が必要です。

※輸出国で鳥インフルエンザが発生した場合、その国(または一部地域)からのエミューを含む全ての生きた家きん、家きん肉、卵等の輸入が一時停止されます。

動物検疫の検査が必要な物

指定検疫物

代表例: 生鮮肉、加工肉製品
卵、乳製品、稻わら等



肉粉
肉骨粉
羽毛粉
蹄角粉
臓器粉
血粉等

要検査物

動物性加工 たん白質

代表例: スライド【P.95】参照

自転車タイヤ、靴底等

指定検疫物 且つ動物性加工たん白質
どちらにも該当するもの

要検査物とは

家畜伝染病予防法

法第40条2項（輸入検査）

家畜防疫官は、指定検疫物以外の物が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞なくその物（以下「要検査物」という。）につき、検査を行うことができる。



指定検疫物ではないが、家畜の病原体で汚染されているおそれがあるもの

= 要検査物（例：魚粉、ゼラチンなど）

（通知）「動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領」

<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/attach/pdf/96-8.pdf>

※動物性加工たん白質：【付録P.92】参照

動検対象品の範囲

肉まんや豚カツは、加工品なので指定検疫物には該当しない？

→肉類は、加工された商品になっていても指定検疫物です。



パッキング上の品名は「野菜スープ」、原材料表にベーコン5%の含有あり。

→肉類は、含有量に関わらず指定検疫物です。

品名だけで中身が分からぬものは、原材料表の確認が必要。



動検対象品かどうか分からぬ場合は…？

→自己判断せず、以下の資料を添えて、動物検疫所にご相談ください。

- 製造工程表
- 原材料表
- 商品画像
- 商品規格書やカタログ等

指定検疫物を輸入するためには

家畜伝染病予防法第37条（輸入のための検査証明書の添付）

次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの（以下「指定検疫物」という。）は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。



指定検疫物 = 検査証明書(H/C)必要

※日本と相手国との間で事前に取り決められた条件（家畜衛生条件）に基づきH/Cを取得

- ・家畜伝染病の発生がないこと
- ・検査の結果、伝染病にかかっていない健康な家畜由来の畜産物であること
- ・指定された施設で処理されたものであること
- …etc

輸入が可能な品物か確認

1. 輸入禁止品ではないか？

家畜伝染病予防法において、監視伝染病のうち病性が激しく伝播力が強い悪性の家畜伝染病（現在は、牛疫、口蹄疫、CSF、ASF）及び高病原性鳥インフルエンザ）について、その発生状況や発生地域における防疫措置等により、地域を動物種毎に区分し、輸入禁止の物を定めています。（資料P. 81）

2. 疾病の発生により輸入が一時停止されていないか？

海外における鳥インフルエンザの発生に伴い、家きんや家きん肉の輸入を一時停止している国・地域があります。また、牛海綿状脳症（BSE）の発生国のうち、輸入停止中または家畜衛生条件が締結されていない国・地域からは牛肉等の輸入ができません。このほかランピースキン病の発生による輸入停止対象品等もあります。（資料P. 82, 83）

3. 輸入停止中の施設で処理されたものではないか？

家畜の伝染性疾病の発生等により、特定の施設からの輸入が停止されている場合があります。

2.輸入検査申請（電子提出／窓口提出）

以下のどちらかの方法で申請書類を提出してください。

	提出方法
電子提出	NACCSから関係書類を ファイル添付(MSF02) した上で申請(ILC)送信
窓口提出	NACCSから申請(ILC)送信後、出力した輸入検査 申請書と関係書類一式を窓口に提出 ※ 受領確認のための受付が必要

電子提出の受入れ範囲

申請先動検(管轄港)	電子提出の受入範囲
畜産物検疫課(横浜港)	全て(輸出入)
川崎出張所(川崎港)	
東京出張所(東京港、千葉港)	輸入乳製品及び 動物性加工たん白質等の非該当品

※窓口提出については、いずれの事務所でも全て受入可能です。

申請の提出期限(電子／窓口共通)

提出期限は、**検査希望日の前開庁日16時まで**

※ 土日祝日、年末年始は開庁日に含みません。

(例) 以下のスケジュールの場合、金曜16時が提出期限です。

木	金	土	日	月(祝)	火
	16時までに 提出必要				検査 希望日

- ▶ 申請(ILC)送信された時間はNACCS上に記録として残るため、提出期限は厳守してください。提出期限までに書類の提出が確認できない申請には、**通知なく変更承認をかけます。**
- ▶ 提出期限に関わらず、できる限り早めの提出にご協力をお願いします。

提出方法(電子)

①～③の順序で行ってください。

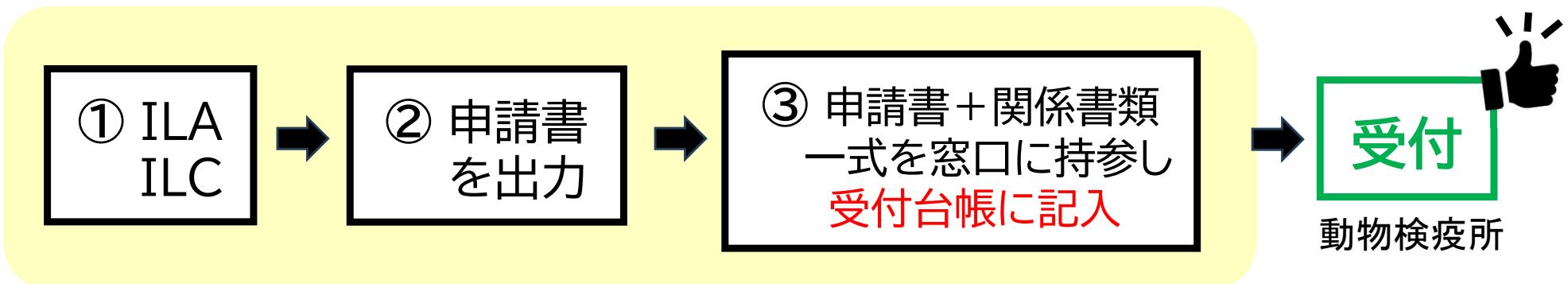
受付のための申請書のFAXは不要です。



- ▶ 動物検疫所は、適切に提出された申請を順次「**受付**」し、書類検査へ進みます。電子提出の場合、ファイル添付忘れに伴う書類検査の遅滞を防ぐために、必ずファイル添付した後に、ILC(申請)に進んでください。
ご自身の申請が「**受付**」されたか、必ずILI業務でご確認ください。
- ▶ 検査証明書(H/C)の取扱いは従前どおり、原則、原本提出が必要です。

提出方法(窓口)

①～③の順序で行ってください。

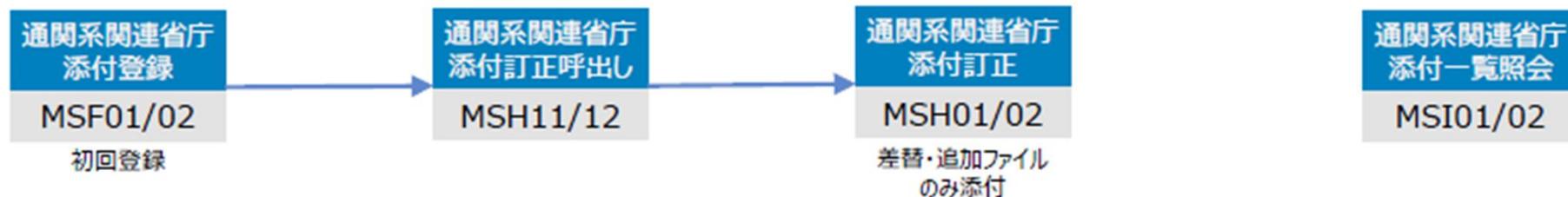


- ▶ ファイル添付機能(MSF02)の併用は原則不可です。
ただし、受付後の追加書類の差し入れ等、動物検疫所が変更承認した上で
MSF02を利用することは可能です。
添付ファイルには、「窓口提出」した申請であること、及び、何を添付したか
分かるファイル名を付けて送信してください。（例）窓口-原本確認済HC
- ▶ 動物検疫所は、適切に提出された申請を順次「受付」し、書類検査へ。
ご自身の申請が「受付」されたか、必ずILI業務でご確認ください。

ファイル登録の機能について(電子／窓口共通)

初回ファイル登録する場合…業務コード【MSF02】

初回添付以降の追加・削除…業務コード【MSH02】 詳細は下表参照



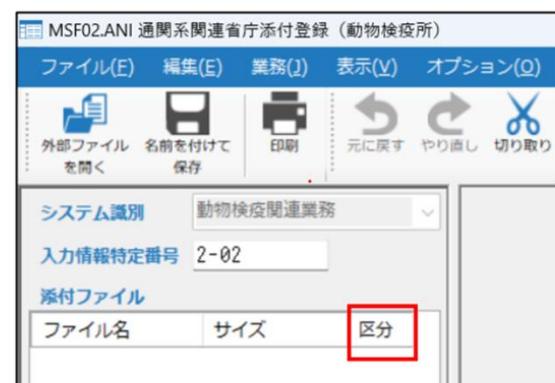
業務コード	業務名	機能
MSH12	通関系関連省庁添付訂正呼出し (動物検疫所、植物防疫所)	・入力された申請番号に紐づく添付ファイル情報を呼出す
MSH02	通関系関連省庁添付訂正 (動物検疫所、植物防疫所)	・ファイルの追加を可能とする ・ファイルを削除する場合は、対象ファイルの削除対象表示欄に「D」を 入力する ・通信欄のみ訂正する場合においても、業務実施可能とする
MSI02	通関系関連省庁添付一覧照会 (動物検疫所、植物防疫所)	・入力された申請番号に紐づく添付ファイル情報を照会する

NACCS掲示板掲載資料より抜粋 https://bbs.naccscenter.com/_files/00153744/17godowg_shiryo04.pdf

ファイル登録時は、
書類区分の入力が必須！

全ての書類を一つのPDF
ファイルにまとめた場合、
その中にHCを含むときは
区分を「HC」として下さい。

書類区分	
HC	輸出入検査証明書 / HEALTH CERTIFICATE
BL	BILL OF LADING / AIR WAYBILL
IV	インボイス / INVOICE
PL	パッキングリスト / PACKINGLIST
OT	その他の書類 / OTHER DOCUMENTS
AL	すべての書類 / ALL DOCUMENTS



ファイル登録時の注意点（電子）

① 帳票出力した申請書PDFは、添付不要

NACCS上で申請番号と紐づいているため、余分なページとなります。

② 電子提出の場合、関係書類はできる限り一つのファイルにまとめる

1ファイルあたりの最大容量は10MBです。詳細は下表参照。

③ ファイルの先頭は検査証明書(H/C)とする

ヘルスがない場合は、パッキングリストを先頭にしてください。

④ 登録するファイルは、判読可能な解像度であること

モノクロ／カラーは問いませんが、文字が黒く潰れていないか等よくご確認ください。

		現行	7次NACCS
ファイル数	輸出入畜産物申請	10件以内	20件以内
	入庫報告	3件以内	5件以内
サイズ	輸出入畜産物申請	10MB / 1ファイル 合計 10MB以内	10MB / 1ファイル 合計 30MB以内
	入庫報告	3MB / 1ファイル 合計 3MB以内	5MB / 1ファイル 合計 5MB以内

申請時の注意事項(電子／窓口共通)-1

以下の場合、通知なく変更承認を実施するためご注意下さい。

- ◆ 提出期限までに書類の提出／添付が確認できない
- ◆ 検査希望日の現物検査判定時（朝8時半）に現物検査の判定ができない

[具体例：ISS未登録、到着前(B)申請]

※横浜港の場合、電子提出分はH/Cコピーや保留分に関しても変更承認します。

※書面提出分でH/C原本を電子提出(MSF02)することがあらかじめ分かっている場合は、申請書の備考欄に「H/C原本は電子提出」等と入力してください。

※動物性加工たん白質等の非該当申請のうち現物検査が求められないものは除きます。



変更承認済みの申請は検査希望日を延期し、**変更申請**をしてください。

変更申請後の審査状況を必ずご確認ください。

申請時の注意事項(電子／窓口共通)-2

・受付時及び変更申請時のFAX不要

7次NACCSでは変更通知が来るため、**申請書のFAXは不要(東京出張所は除く)**です。

・到着前から到着後申請への切替連絡

コンテナ検査を希望する申請で、到着前(B)申請から到着後(A)への切替時に、**合格を急ぐ場合は連絡をお願いします。**

※ 横浜では検査希望日当日16時までに未着の場合は変更承認をかけるため、検査日の変更必要(動物性加工たん白質等の非該当申請のうち現物検査が求められないものは除く)

・重複申請の削除

誤って重複申請した場合は、そのまま放置せず、必ず動物検疫所に申請の**削除依頼**をしてください。

・H/C原本提出方法の明記(電子提出分)

H/Cコピーで申請(電子提出)する際、**原本の差入れ方法(窓口/MSH等)**が分かっている場合、**共通部の備考欄**に入力してください。

(例：原本窓口提出 / 原本電子提出 等)

ILA登録時の注意点(共通部)-1

ILA 輸入畜産物検査申請事項登録

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

申請番号	申請種別	控出力要求
共通番号		
申請者氏名		
申請者住所		
保管場所*	検査希望年月日	
仕出国(地域)*	B/L番号	
搭載船(機)名*		
搭載地	取卸港*	
搭載年月日	到着年月日	
① 積替地		
商標		
Aコンテナ・封印(次頁参照)		
Aコンテナ・封印	②	入庫状況確認
H/C原本保有	④	入庫情報受入
回送先の有無		
回送先の保管場所		
分割後申請		
共通部備考		
荷受人コード		
荷受人住所		
荷送人氏名		
荷送人住所		

★特に注意いただきたい項目

①積替地

積替している場合は必ず入力(国連LOCODEの3桁の港コード)し、「搭載船名」欄には日本に到着した際の船名を入力

②Aコンテナ・封印(次頁参照)

AコンテナでH/Cシールが確認できている場合:YY

AコンテナでH/Cシールが未確認、又は無い場合:YN

Aコンテナ以外(シールの有無にかかわらず)の場合:NN

③入庫状況確認及び入庫状況受入

A.入庫する場合

入庫状況確認:スペース/入庫情報受入:Y(□)

B.コンテナ(CY,庫前)検査の場合

入庫状況確認:ACT/入庫情報受入:スペース

④H/C原本保有

申請時に原本(原本対照写し含む)を提出する場合:Y(□)

申請時にH/C原本がない場合:スペース

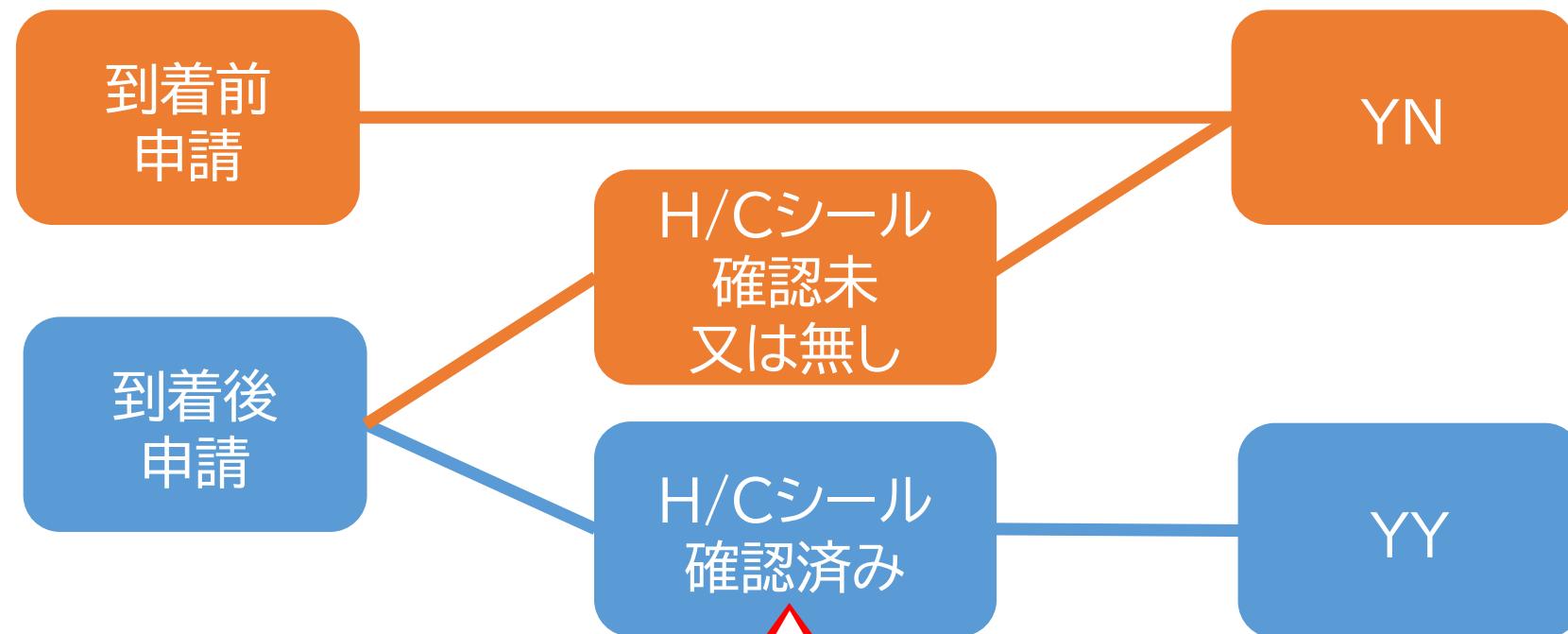
※申請提出後にH/C原本を追加提出する際、当該項目の変更のみを目的とした申請変更は不要

Aコンテナ・封印(H/Cが発行されている物)

Aコンテナとは…

海上コンテナーのうち、以下を全て満たす動物検疫において適性と認められるもの

- ・ 反復、永続して使用できる強固な構造
- ・ 輸送途中、コンテナーの積み替えが開扉することなく実施でき、封印可能
- ・ 輸送途中、家畜の伝染性疾病の病原体等をコンテナー外に散逸するおそれがない
- ・ コンテナー内外の消毒等が容易に実施可能



ヤード(CY)等からシール確認の報告を得ている場合 = シール「Y」
※H/Cにシール番号が記載されていても、到着したコンテナに当該シールが付いていることを確認できていない場合 = シール「N」

ILA登録時の注意点(共通部)-2

⑤共通部備考

-一般-

- ・全ての申請:担当者名及び連絡先
- ・現物検査時開梱印が必要な場合:「要開梱印」の文言
- ・現物検査を代理業者に委託する場合:
「現物検査立会は〇〇(代理業社名と連絡先)に委託」等の文言
- ・サンプル品申請時:詳細説明があれば追加
例)「社内反復サンプル品」等
- ・H/Cコピーで電子提出する場合:原本の提出方法(原本窓口提出/原本電子)
- ・植防がCYでコンテナ開扉する場合:「動植物混載:コンテナ番号、H/Cシール番号、リシール番号」

-特定の国、アイテム等-

- ・米国・カナダの肉類でH/Cの差し替えが生じたもの:旧H/C No.
- ・仕出国が豪州の指定検疫物:コンテナ番号、シール番号
- ・ケーシングを使用した肉製品:ケーシングの種類及び天然ケーシングの場合の原産国
- ・鉱物由来のリン酸カルシウム:「鉱物由来」の文言
- ・非該当申請:実績のある申請番号
- ・非該当申請:輸入実績の記録を申請書上に残す場合は、品名、製品番号等(種類の項目へ入力する場合等は省略可)

その他)不合格品等の申請を分割する場合

分割後申請:Y(□)

原申請番号:新たな申請を行う場合の分割元の申請番号

35

ILA 輸入畜産物検査申請事項登録

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

申請番号 申請種別 拡出力要求

申請者氏名
申請者住所
保管場所 検査希望年月日
仕出国(地域)＊ B/L番号

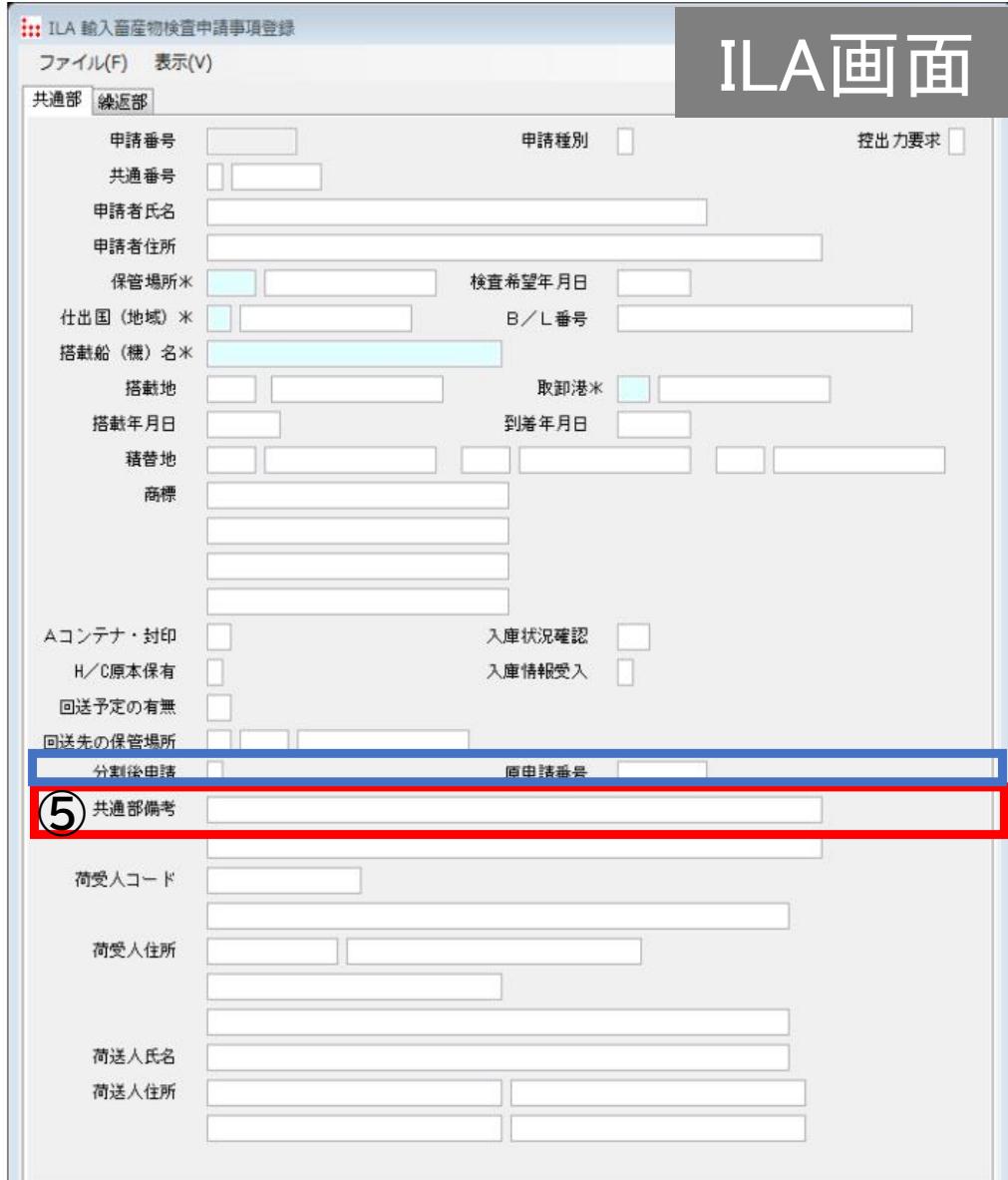
搭載船(機)名
搭載地 取卸港地
搭載年月日 到着年月日
積替地
商標

Aコンテナ・封印 入庫状況確認
H/C原本保有 入庫情報受入

回送予定の有無
回送先の保管場所
分割後申請 原申請番号

(5) 共通部備考

荷受人コード
荷受人住所
荷送人氏名
荷送人住所



ILA登録時の注意点(繰返部)-1

ILA画面

ILA 輸入畜産物検査申請事項登録
ファイル(F) 表示(V)
共通部 繰返部
1 /18

⑥ 種類＊ 用途＊ 数量＊
⑦ 初回／サンプル輸入品
梱包数＊

検査証明書番号
指定処理施設
州・地域情報
欄部備考
仕向地名
検査証明書番号
指定処理施設
州・地域情報
欄部備考

⑥種類

動物性加工たん白質と指定外は品名を入力(※共通部備考へ入力する場合は省略可、略称等で入力しても可)

⑦初回/サンプル輸入品

初回またはサンプル品の場合にはY(□)を入力。
初回/サンプル品欄へ入力を行うことで、システム上抜き打ち判定対象から外れ、家畜防疫官による判定となるため、忘れずに入力してください。

【初回品とは…】

生鮮肉・臓器（加工品含む）：施設と畜種の組合が初

加熱処理肉：施設と製品（商品）の組合せが初
※加熱処理に影響する内容の変更（製品1個当たりの重量、加熱方法、製造ラインの変更等）がある場合、初回とみなしますが、加熱処理に影響しない変更（入数、動物検疫対象外の原料の配合、容器包装や表示の変更等）は、初回とみなしません。

乳製品：施設が初

上記以外のもの：国と物又は製品の組合せが初

初回サンプルの基本的な考え方▼

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/attach/pdf/46-2.pdf>

ILA登録時の注意点(繰返部)-2

ILA 輸入畜産物検査申請事項登録

ILA画面

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

1 /10

種類＊ 用途 初回／サンプル輸入品
⑧ 数量＊ 梱包数＊

検査証明書番号

指定処理施設

州・地域情報

欄部備考 ⑨ ⑩

種類＊ 用途 初回／サンプル輸入品
数量＊ 梱包数＊

仕向地名

検査証明書番号

指定処理施設

州・地域情報

欄部備考

⑧数量と梱包数

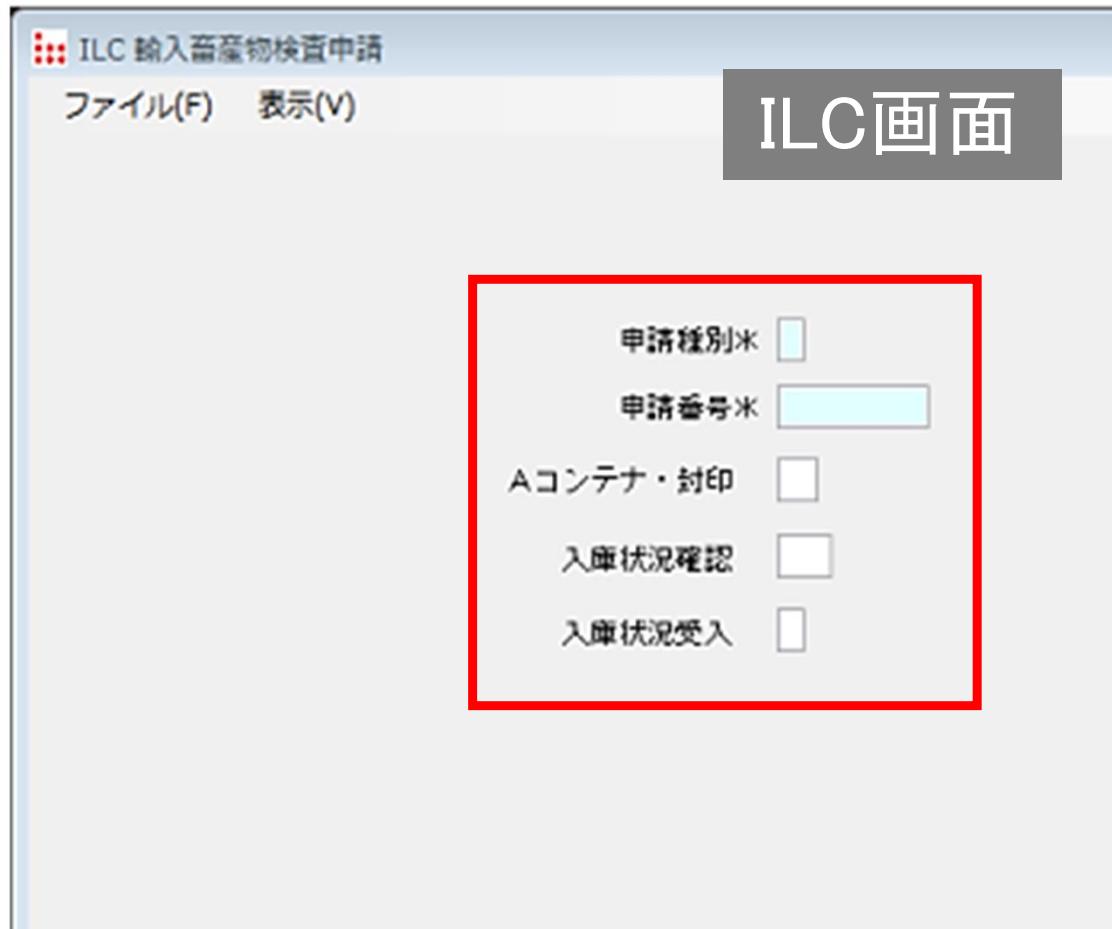
「数量」欄には、国際法(メートル法、kg)で正味重量(Net Weight)

あらかじめオーバー・ショートしていることが判明している場合もH/C記載の数量・梱包数を入力したうえ、申請提出時にオーバー・ショートの情報を添えてください。

⑨欄部備考1及び⑩欄部備考2

乳製品の場合、入力が必要な場合がございますので、詳細は付録(P.98)をご確認ください。

到着前から到着後の切り替え方法



到着前で申請後に、申請種別が自動で到着後に切替わらない場合は、
ILC業務から送信してください。

※ 変更承認は必要ありません。

申請(到着後)の場合:A(After)
申請(到着前)の場合:B(Before)

申請種別と申請番号だけでなく、Aコンテナ・封印、入庫状況確認、
入庫状況受入の項目についても、必ず入れ直してください。
この画面で入力した内容が申請情報に上書きされるため、
空欄で送信されると、申請時の入力情報が消えてしまいます。

申請完了後の申請内容訂正について

申請済みの入力内容を訂正したい場合、必ず動物検疫所による「**変更承認**」が必要となりますので、ご連絡ください。

変更承認済みの申請を「ILB」で呼び出すと「ILA」の内容が修正できますので、修正後「ILC」で再申請してください。

申請番号は変更の都度、枝番(HB*****/1,2…9)が繰り上がります。

※添付ファイルのみの更新であれば、NACCSパッケージソフトをご利用の場合、受理前であれば動物検疫所の変更承認不要で実施可能です。ただし、Webから申請される場合は、都度変更承認が必要です。

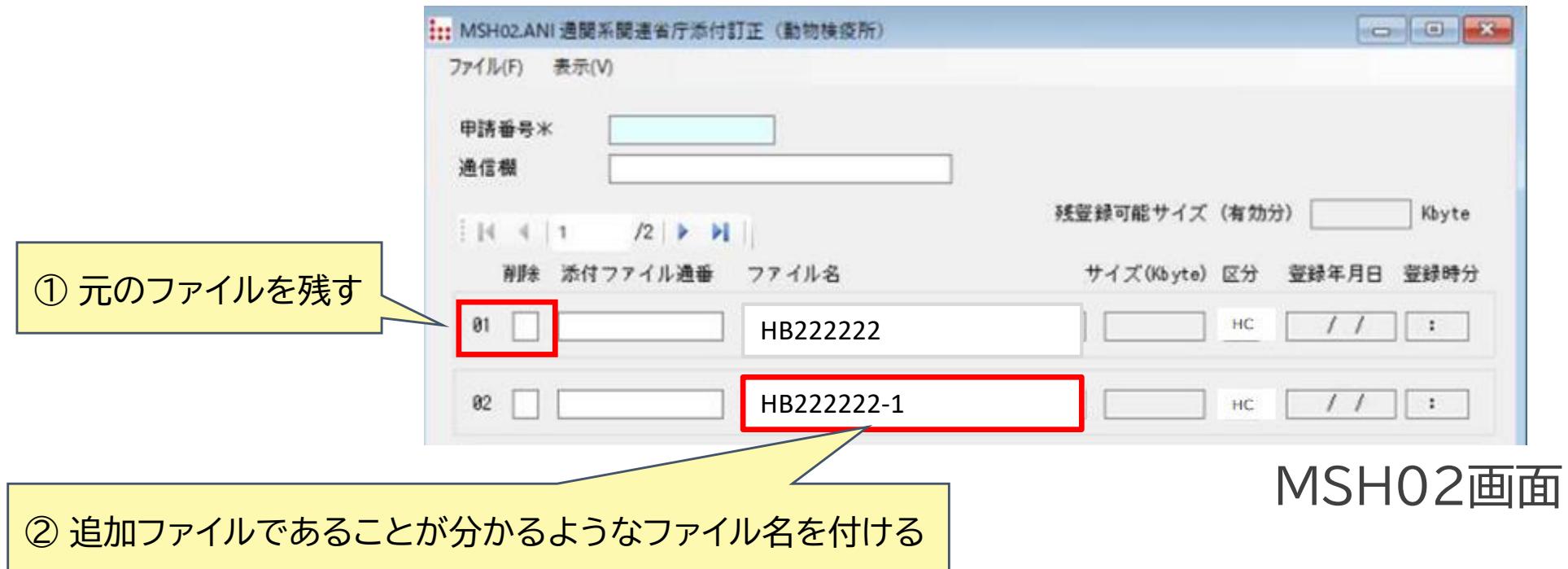


東京出張所提出分のみ

変更後の申請書は動物検疫所にFAX又はメールで送信してください。
申請内容の変更と同時に、添付ファイルを更新した場合は別途お知らせください。

添付ファイル追加時の注意点（電子／窓口共通）

- ▶関係書類を追加提出する場合、元のファイルは削除せずに残した上で、追加登録してください。
- ▶申請受付以降にファイルを追加する場合、追加ファイルであることが分かれるようなファイル名を付け送信してください。（例）最新の申請番号、追加〇〇等



申請時の提出書類について-1

- 1)輸入検査申請書
 - 2)輸出国政府機関発行の検査証明書(H/C)

通常、H/CがあればB/L、A/N、I/V、P/L等の添付は不要。ただし、H/Cの記載事項を補足する必要があると、I/V、P/Lを求める場合あり。
 - 3)シール確認書(積替貨物でH/Cシールの確認が必要な場合であってNACCS上でシール確認が行われたことが判断できない場合等)
 - 4)原材料表・製造工程(動物検疫所から指示があった場合)
 - 5)売買契約書(申請上の荷送・受人がH/Cの内容と異なる場合)
 - 6)回送指示書(他港からの回送品等の場合)
 - 7)入庫報告書(書面申請等でNACCSのISS業務ができない場合)
 - 8)動物性加工たん白質等で、輸入のため必要とされる書類
 - 9)その他家畜防疫官が必要と認めて要求する書類
- ※必要の無い書類は添付しないこと。(COAやCOOは不要)

申請時の提出書類について-2

8) 動物性加工たん白質等で、輸入のため必要とされる書類(例)

ドライペットフード(小売形態)：製造工程、原材料表、小売形態であることが分かる包装や表示の写真、ドライペットフードであることが分かる粒の写真、水分含量が記載された資料

ドライペットフード(リパック)：製造工程、原材料表、使用計画書、ドライペットフードであることが分かる粒の写真、水分含量が記載された資料

飼料用魚粉：検査証明書、製造基準適合確認書

動検対象物ではないが、通関時に非該当通知が求められるもの
：原材料表

蒸製蹄角粉：輸送計画書、加工処理計画書等

申請時の提出書類について-3

動物性加工たん白質の種類(例)	H/C	誓約書	原材料表	製造工程	その他
蒸製蹄角粉 (指定検疫物)	●				輸送計画書、 加工処理計画書等 ※1
魚粉	●※2	○※2	○※3		飼料用の場合は 製造基準適合確認書等
ゼラチン・ コラーゲン	●※2	○※2	○※3		
第二リン酸 カルシウム	●※2	○※2	○※3		
ドライパットフード (高温高圧下で押出成形 処理等がされたもの)		○	●※4	●※4	輸入時の包装形態 により誓約書(使用計 画書)が必要

●:必須書類 ○:場合によっては省略可能な書類

※1 定められた様式での提出が必要

※2 用途誓約によりH/C添付省略ができる場合あり

※3 複合飼料等では必要

※4 実績添付で省略できる場合あり(詳細は各所にご確認ください)

申請時の提出書類について-4

使用計画書への記載内容

①家畜用飼料及び肥料に転用しないこと
及び製造時に発生した残渣を適切に処理する旨の誓約

②貨物情報

③輸入後の用途(具体的に:健康食品用として輸入時の形態のまま販売等)
※用途の変更は認められません

④輸入後の使用場所

⑤残渣の処理方法

⑥発行者情報

(会社名、住所、責任者氏名、役職名)
※原則輸入者が作成。申請者名義で作成する場合、輸入者から使用計画書の内容について承諾を得ていることが分かるように記載すること。

令和*年*月*日

動物検疫所長 殿

輸入者(※)の会社名・住所
責任者氏名・役職

使用計画書

弊社は下記の貨物を輸入するに当たり、下記の計画に基づいて使用し、家畜用飼料及び肥料に転用しないことを誓約します。また、製造時に発生した残渣についても、適切に処理します。

記

1. 貨物情報

製品名:

仕出団:

数量等:

使用計画書(見本)

2. 輸入後の用途(具体的に)

* * * * *

3. 輸入後の使用場所

名称:

住所:

4. 残渣の処理

処理方法:

処理施設名称:

処理施設住所:

(※)原則、輸入者様に作成いたたく書類ですが、申請者様名義で作成される場合には、輸入者様から本使用計画書の内容について承諾を得ていることが分かるよう連絡文面を修正の上、ご使用願います。

H/Cの提出に関する注意点

- ① 検疫所(食品)にH/C原本を提出する場合
原本確認印が押されたH/Cのコピー又はPDFを提出
- ② 検疫所(食品)でH/Cを必要としない場合
動物検疫所に**原本を提出**

【原本確認後の書類提出方法】



原本確認出来ないもの



- ・不鮮明なもの、書き込みや破損等があるもの
- ・政府獣医官の直筆サイン及び公印のないもの
- ・エンボスタイプの公印が目視できないもの
(エンボス部分をカーボン紙や鉛筆等でこすってからコピーする等してください)

※原本確認前のH/Cコピーでも輸入検査(現物検査含む)は可能ですが、
H/C原本(原本確認済みコピー含む)の提出まで合格は保留となります。

指定検疫物の回送申請について



- 他港↔京浜3港(東京港、横浜港、川崎港)への回送
回送指示が必要

※第3国を経由し日本に到着する場合は、H/C記載の
コンテナシールの確認が必須

- 京浜3港内での回送
回送申請を省略可能

※第3国を経由し日本に到着する場合は、H/C記載の
コンテナシールの確認が必須

3.動物検疫所による申請の「受付」

受付とは…

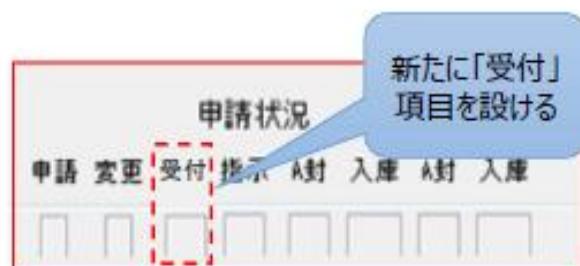
申請者が電子／窓口提出した申請を動物検疫所が受領確認した状態です。



詳細仕様検討結果

輸入畜産物検査申請一覧照会（ILI）業務の申請状況一覧に「受付」項目を追加する。

- 「受付」項目については、動物検疫所による申請の受付がされていない場合、出力値を「-(空欄)」（出力値無し）とし、動物検疫所が申請の受付をした場合は、出力値を「A」とする。
- 新たに「受付」項目を追加することに伴い、通関系関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）（MSF02）業務について、「未受付」の場合は添付ファイルの差替えを可能とする。「受付」後は、現行と同様、添付ファイルの差替えに変更承認を必要とする。



受付項目の概要

出力値	状態	概要	添付の差替えの可否
-(空欄)	未受付	動物検疫所による申請の受付がされていない状態	差替え可
A	受付	動物検疫所が申請の受付をした状態	差替え不可

4.書類検査・現物検査判定

現物検査実施の有無は、NACCSのILI(輸入畜産物一覧照会)画面より
「検査状況」の「現検」コードで確認してください。

ILI画面

輸入畜産物検査申請一覧照会

検索条件

申請番号	<input type="text"/>				
E/L番号	<input type="text"/>				
申請年月日	<input type="text"/>	検査希望年月日	<input type="text"/>		
仕出国(地域)	<input type="checkbox"/>	現物検査予定年月日	<input type="text"/>	保管場所	<input type="text"/>
証明書発行年月日	<input type="text"/>	申請種別	<input type="checkbox"/>	申請状況/検査状況	<input type="checkbox"/>

1 /25 全 件

項目	申請状況					検査状況											
	申請番号	回送	申請者	保管場所	仕出国	種類	種別	申請	受付	変更	指示	A封	入庫	B封	入庫	告類	現検
1	<input type="checkbox"/>																
2	<input type="checkbox"/>																

検査状況【現検】

1 : 省略 2又は3 : 実施※ 4 : 40条2項品

※「2」抜き打ち検査対象品目であるか否かにかかわらず、家畜防疫官が現物検査を実施すると判断した場合

※「3」抜き打ち検査対象品目で、現物検査実施の場合

現物検査実施の場合は、朝9時頃、動検協会に開始予定時刻をご確認ください。
検査開始時刻は検査状況等により前後することがあります。

指定検査場所(入庫状況確認方法)

コード	内容		
	1桁目	2桁目	3桁目
WNP		問題なし	
WOC		明細外あり	
WYY	指定検査場所がISS登録したことを見出す	オーバーショートあり	その他異常あり
WYN			その他異常なし
WNY		オーバーショートなし	その他異常あり

申請状況 検査状況
 項番 申請番号 回送 申請者 保管場所 仕出国 種類 種別 申請 受付 変更 指示 A封 入庫 A封 入庫 書類 現検 結果
 WNP WOC WYY

5.（現物検査・精密検査）

現物検査は、原則、

① 家畜防疫官、② 指定検査場所担当者、③ 申請者
の三者立ち会いのもとで実施します。

現物検査時の申請者の役割

- ・検査貨物に関する説明
- ・申請者主体での開梱
→カッター、テープ等の準備は指定検査場所と事前調整をお願いします。
- ・開梱済み印が必要な場合、家畜防疫官へ依頼



※ 第3者に貨物情報の引継ぎが出来ている場合に限り、申請者自身の立会いを省略することが可能です。現物検査の立会者が申請者と異なる場合は、申請書備考欄に立会者の会社名、連絡先等を入力してください。

【畜産物の輸出入検査場所指定要領】

家畜伝染病予防法第40条(輸入検査)第3項の本文に基づき、家畜防疫官が行う畜産物の検査場所の指定に必要な事項を定める。

- ・ 輸出入される畜産物を家畜衛生上安全に搬入できる場所である
- ・ 畜産物の区分蔵置、現物検査及び検査に基づく処置を行うのに十分な広さ、構造である
※現物検査、蔵置(保管)は指定された場所で行う必要がある
- ・ 「立地・施設等の要件」「管理等の要件」の両方を満たす必要あり

家畜防疫官の現物検査が省略できる場合

畜産物の輸入検査要領(現物検査)

抜き打ち検査を実施するもののうち、検査場所から報告された畜産物の入庫状況により貨物の状態が確認できると判断できる場合、家畜防疫官による現物検査を省略することができる

[畜産物の輸入検査要領(令和5年3月24日付け4動検第1322号)4(2)ウ(イ) から抜粋]



	旧要領	新要領
初回品やサンプル 輸入、異常貨物	100%検査を実施	変更なし
異常の認められない 反復貨物	輸入実績等に応じて、100か ら20%の率で検査を実施	4(2)ウ(イ)ただし書きを <u>適用</u> <u>できる場所</u> については、家畜防 疫官による現物検査を省略

※指定場所によっては、現物検査実施(判定コード:3)が出るため注意

抜き打ち検査対象品

- ①規則第45条第2号に規定する卵(種卵を除く。)、第3号に規定する骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器、第4号に規定する乳等(②を除く。)並びに第6号に規定するソーセージ、ハム及びベーコンのうち、家畜衛生条件に基づき輸入されたもの又は悪性の家畜伝染病の発生のない地域から直接輸入されたもの
- ②規則第45条第4号に規定する乳等のうち、家畜衛生条件に基づき輸入されたものであって、偶蹄類動物の飼料の用に供されるもの以外のもの

[畜産物の輸入検査要領(令和5年3月24日付け4動検第1322号)4(2)イ から抜粋]

倉庫に蔵置の上で検査する必要があるもの

輸入港又は回送先の指定検査場所の倉庫等に蔵置の上、
検査を実施する必要があるものは次のとおりです。



- ① 家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の地域 及び 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生地域から輸入される偶蹄類の動物、馬及び家きんの肉、加熱処理肉、臓器、加熱処理臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン
- ② 牛海綿状脳症の清浄地域以外の地域から輸入される偶蹄類の動物、馬及び家きんの肉、臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン

参考:輸入港の倉庫等で検査を実施するコンテナ詰め輸入畜産物について
(令和5年3月24日 4動検第1322号(一部改正))

コンテナ検査ができるもの

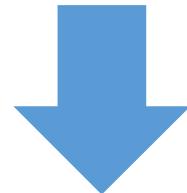
肉製品のコンテナ検査ができる国は…

以下の全てを満たす必要あり

「輸入禁止国以外」

「高病原性鳥インフルエンザが発生していない国や地域」

「BSEが発生していない国や地域」



それってどんな国？

【通知】「輸入港の倉庫等で検査を実施するコンテナ詰め輸入畜産物について」で対象とされていない乳製品や液卵、羽毛、動物性加工たん白質（ドライペットフード等）は、仕出国に問わらずコンテナ検査が可能です。

精密検査

監視伝染病の病原体の汚染の有無、輸出国での加熱状況等について確認するため、必要最小限度を採取して検査を行います。

- 結果が出るまで1週間程度要します。
- 再検査が必要となる場合には、更に時間を要します。
- 精密検査の結果によっては、不合格となり輸入できない可能性もあります。

消毒(輸入畜産物の消毒実施要領より)

・消毒の指示



家畜防疫官は、法第40条、第41条及び第42条の輸入検査の結果、当該畜産物を消毒する必要があると認めたときは、当該物の性状及び用途に応じて、輸入者に対して、別記様式により消毒方法を指示するものとする。

・消毒実施者

消毒の実施者は、「輸入畜産物消毒講習要領」(平成3年12月27日付け3動検甲第1687号、令和8年1月6日一部改正)」に基づく輸入畜産物消毒講習を受講した者とする。

輸入畜産物消毒講習要領変更点について

1.オンラインで開催

輸入畜産物消毒講習(講習)がオンラインで開催できるようになりました。少なくとも年1回以上開催され、全国どこからでも受講できます。

2.開催情報は、動物検疫所Webサイトにて公開

講習の開催情報は、動物検疫所Webサイトに掲載されますので、御確認ください。

3.講習終了後に輸入畜産物消毒講習修了証(講習修了証)を交付

講習終了後、動物検疫及び消毒に関する知識習得により、消毒を安全かつ的確に消毒することができると認められた受講者には講習修了証※が交付されます。

※登録事項に変更が生じた場合は速やかに動物検疫所に申告し、講習修了証の再交付又は書換えを行ってください。また、講習修了証が不要となった際は、速やかに動物検疫所に返納してください。

【注意】

講習修了証は、書面又は電子で交付しますが、消毒実施にあたり家畜防疫官から提示を求められた際に、応じられるように携帯(画像でも可)してください。

4.講習修了証の有効期限は5年間

講習修了証の有効期限は、講習修了証を交付した年の翌年から5年間(交付した翌年の1月1日を起算日)です。継続して講習修了証の所持を希望する場合は、有効期限が切れるまでに講習を再受講してください。

※旧要領にて発行された受講済証をお持ちの方は、5年以内(2030年末まで)に講習を受講してください。

消毒(輸入畜産物の消毒基準より)

- ・消毒に使用する薬物等は消毒対象物の使用目的を損なわないものを選択
- ・消毒は畜産物自体と容器包装の両方に対して実施
→「化製場で処理されるもの」又は「処理状況から判断して畜産物自体の消毒が不要であると判断されるもの」は容器包装に対する消毒(外装消毒)のみによることができる



指定検疫物と植物防疫所の検査対象貨物がコンテナに相積みされており、輸入検査に先立ちCYで植物防疫所による検査が行われコンテナが開扉される場合、植物防疫所に「動物検疫対象品と相積みであること」を説明のうえ、リシール対応を依頼してください。

H/C記載のコンテナシールの確認

第三国経由の場合、「H/C記載のシール」情報を
以下のいずれかの方法で確認します

- ・植物防疫所から提供される情報
- ・CYから発行されるコンテナシール確認書
- ・搬入先の指定検査場所から提供される情報

家畜伝染病予防法第40条第1項

指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無についての検査を受けなければならない。

→基本的には輸入検査に先立つ開梱は認められませんが、例外として指定検疫物と植物防疫所の検査対象貨物がコンテナに相積みされており、植物防疫所による開梱検査が必要な場合は、動物検疫所の指示事項を確実に履行できる場合に限って輸入検査に先立つ開梱を認める場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

検査終了後、混載コンテナは植物防疫所のシールで再封印され、封印箇所にリシール番号を記載した荷札が装着されます。

申請時の注意事項

【開梱した場合】

- 1) 申請書備考欄に以下の情報を入力
①動植物同梱の旨 ②コンテナ番号 ③H/Cシール番号 ④リシール番号
- 2) リシール情報と開梱した旨を搬入予定の指定検査場所に共有

【開扉のみで開梱していない場合】

- 1) 申請書備考欄に以下の情報を入力
①動植物混載の旨 ②コンテナ番号 ③H/Cシール番号 ④リシール番号
- 2) リシール番号を指定検査場所に共有

リモートによる現物検査について

【方法】

オンライン機能等によるビデオ通話



【要件】

- ・ 指定検査場所に搬入された貨物であり、輸出入者等からの要望がある又は同意が得られるもの
- ・ 家畜防疫官の立会いが要領等で定められている貨物以外
例:精密検査の採材予定がある場合はリモート不可
- ・ 現物検査に足りる鮮明なビデオ通話が確保できる貨物

【注意事項】

- ・ 検査の全工程において映像が中断されることなく表示され、違反の有無について確認ができた場合にのみ有効

降雪等により家畜防疫官が指定検査場所に赴けない場合でも
リモート検査により輸入検査を行うことができます！



中国産稻わらの輸入検査について-1

わら及び乾草の輸入検疫要領が改正され、植物防疫所(植防)との連携により現物検査を行った場合は、その検査結果を用いることができるようになりました。

これに伴い2026年から順次、動検の中国産稻わらの現物検査対応が以下のとおり変更となります。

- ・植防の検査で問題がなければ動検はその結果を適用可
- ・原則、**動検は現物検査に立会いません**
- ・輸入者(又は代理人)は携帯端末等で写真を撮影して
メール送付&電話(※)が必要

※横浜港の場合、稻わらタグを動検に提出でも可

<開始時期> 横浜港(畜産物検疫課):2026年1月～
東京港(東京出張所) :2026年2月～予定

中国産稻わらの輸入検査について-2

万が一、植防の検査で異物混入が認められた場合には、植防から動検に情報が電話で提供されます。動検は輸入者(又は代理人)に連絡し、後日改めて現物検査、又は、**その場でリモート検査**を実施します。



①現物検査の場合

- ・動検と現物検査の日程を再調整した上で実施

②リモート検査の場合

- ・輸入者(又は代理人)の携帯端末等を使用して、異物を確認
- ・植防の検査終了後、そのまま実施可能
- ・リモート検査で判断できない場合は、現物検査を実施

リモート検査は、事前に試行を行ってからの対応となります。詳細については、あらかじめ各動物検疫所に御確認下さい。

6.輸入検疫證明書発行／非該当通知発行

輸入検査申請の合否は、NACCSのILI(輸入畜産物一覧照会)画面より「検査状況」の「結果」コードで確認



〈各コードの意味〉

「1」:合格 「2」:不合格 「3」:保留 「4」: 非該当品であった場合

不合格から焼却までの流れと提出物

必要書類 🔥

- ・ 焼却／返送同意書兼計画書
- ・ 輸送経路等の焼却計画
- ・ 税関の滅却(廃棄)承認申請書の写し

様式が必要な場合に
はご連絡ください。

焼却後の提出書類 🔥

- ・ 家畜防疫官立会いあり：提出書類なし
- ・ 家畜防疫官立会いなし：廃棄証明や焼却時の写真(必要書類、提出期限は各所の指示に従うこと)

※ 焼却当日、必ず申請者の立会いが必要です。



※ 反送の場合も計画書の提出が必要です。

ただし、受入条件等によっては対応できない場合もあるため
事前にご相談ください。

本日お話しする内容

1. 動物検疫について
2. スムーズな輸入手続きのために
3. 申請時の不適切事例
4. 理解度チェック



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

申請の遅滞



到着済み貨物について、証明書が差し替えになったため、差し替えを待ってから申請した

申請時の種類コードが分からなかったため、動検に相談することなく長期間未申請だった

厚生労働省の検疫所で不合格となり焼却予定の貨物について、申請不要と勘違いした

動検対象貨物 の認識不足



CFS倉庫でデバンした豚毛について、指定検疫物だと気づかず、回送指示を受けることなく他の指定検査場所へ送致した

CFS倉庫でデバンしたケーシングについて、指定検疫物だと気づかず、回送指示を受けることなく他の指定検査場所へ送致した

動物検疫の要検査貨物について、指定検疫物ではなかったので、指定検査場所以外の倉庫でデバンした

豚毛

パッキングリスト上の品名表記



PIG BRISTLE

||

ブラシ用の固い毛



※写真はどちらも馬の毛です。

豚ケーシング

パッキングリスト上の品名表記

HOG CASING

||

豚



伝達不足



バイク便に委託して動検へ書類を提出した際、申請者が必要な指示を怠り、バイク便が窓口で新規分か追加分か判断できなかった

申請者が現物検査の日程等を把握しておらず、検査が延期となつた

申請前にコンテナ内に明細外貨物が含まれていることを把握していたにも関わらず、動検への報告を怠り、対応が後手に回つた

申請者の責務 及び 動検からのお願い

- ✓ 輸入検査申請は、貨物が日本に到着後、遅滞なく申請すること
- ✓ 動検対象(指定検疫物／要検査物)か判断する知識を身に着けること
- ✓ 申請を送信する前に、入力ミスがないか申請内容を二重チェックすること
- ✓ 提出するH/Cは、鮮明なものであること
- ✓ 窓口提出と電子提出の両方で二重申請をしないこと
- ✓ 貨物の輸入実績は、責任を持って管理すること(適当な実績を添付しない)
- ✓ H/C原本は郵送不可！必ず各動物検疫所の窓口に提出すること
- ✓ 現物検査の時間は、「動植物輸出入検疫協会」へ確認すること
(現物検査の時間は方面別に時間帯が設定されているため、希望制ではない)



→ 横浜では手引書を配布しているため、まずは手引書をご確認ください。

付録

- P.75～79 : 悪性伝染性疾病について
- P.80 : 指定検疫物のHP掲載場所
- P.81～83 : 規則43条の表、疾病発生による規制状況等
- P.84～90 : 家畜衛生条件のHP掲載場所
- P.91 : 畜産物の輸入検査要領
- P.92～95 : 動物性加工たん白質のHP掲載場所及び代表例
- P.96～98 : NACCS申請登録時の注意点
- P.99～101 : 指定検疫物の経由
- P.102～105 : 回送
- P.106 : 抜き打ち検査
- P.107 : 消毒
- P.108 : 見本採取票
- P.109 : 公文書受領者の本人確認

(1) 原因 (病原体)

口蹄疫ウイルス (Foot-and-mouth disease virus)

(2) 対象家畜

牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし

(3) 症状・特徴

口や蹄に水疱形成、発熱、流涎（よだれを垂らす。）等の症状を示す。極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる。

(4) 発生状況

中国等の近隣アジア諸国で継続的に発生しており、日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰している。

～牛の症状～



～豚の症状～



(写真提供：宮崎県)

海外の発生状況はこちら：

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html#kaigaijyoukyou



豚熱 (CSF) とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし **※人には感染しない**
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚、野生イノシシともに発生。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
※ 有効なワクチンが存在



海外の発生状況はこちる：
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/abroad.html>



【皮膚紫斑（しほん）】
(出典：動物衛生研究部門)

アフリカ豚熱 (ASF) とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし (ダニによっても媒介) **※人には感染しない**
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部 (ロシア及びその周辺国、東欧) のほか、
平成30年8月に中国で発生 (アジアで初の発生) 以降、日本を除くアジア全域
に拡大。
※日本未発生
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。
※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。
※ ワクチン、治療法はない



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

(出典：Veterinary school of Barcelona,
SpainCentro de Vigilancia Sanitaria,
Veterinaria, Spain)

海外の発生状況はこちる：
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html#kaigai ASF>



高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

WOAHが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色（紫色）、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2～7年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

海外の発生状況はこちら：
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html#d>



伝達性海綿状脳症(TSE)とは

でんたつせいかいめんじょうのうしょう

(1) 原因(病原体)

TSEプリオン(TSE Prion)

(2) 対象家きん

牛、めん羊、山羊、水牛、鹿

(3) 症状・特徴

感染性を有するたん白質様の病原体(異常プリオン)が、主に脳に蓄積することで、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動や運動失調などを呈して死亡する。牛海綿状脳症(BSE)ではBSEプリオンに汚染した動物性たん白質飼料(肉骨粉)の給餌がまん延の原因と考えられている。めん羊、山羊のスクレイピーの伝播経路は不明。

(4) 発生状況

BSEは、**1986年に英国で報告以来、現在までに26か国で19万頭以上の感染牛**が確認されている
(1992年ピーク37,316頭、2024年1頭)。動物性加工たんぱく質飼料の使用規制等により、我が国は2013年に「無視できるBSEリスクの国」に認定された。

スクレイピーは欧州・北米の他、我が国でも散発的な発生が確認されている。

(参考)

特定危険部位：全月令：扁桃、回腸遠位部

30か月令超：頭部（舌、ほほ肉、皮を除く）、脊椎、脊柱

ランピースキン病とは

病原体

ランピースキン病ウイルス（ポックスウイルス科カプリポックス属）

宿主

牛、水牛（※人への感染はない）

症状

皮膚の結節や水腫、発熱、抑うつ、リンパ節の肥大、粘膜の結節、鼻や目の出血、乳汁の減少、脚の腫れ、跛行など。泌乳ピーク期の乳牛や子牛で症状が重い、生産性低下・経済的被害大、死亡率1～5%。

伝播方法

- ベクター（蚊、ハエ、ダニなど）によって機械的に伝播。
- 汚染された飼料、水、器具を介して感染。（肉による伝播リスクは無視できる）

予防と制御

海外では主に感染地域の牛の移動制限、症状のある牛のとう汰、及びワクチン接種が行われている。



出展：WOAHウェブサイト (<https://www.woah.org/en/disease/lumpy-skin-disease/>)

FAOウェブサイト (http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/eufmd/LSD/LSD-002_text_NO_logos_2.pdf)

指定検疫物(動物検疫所ウェブサイト掲載場所)

動物検疫所

▶ Other Languages ▶ キッズサイト ▶ サイトマップ



畜産物の輸出入 >

- ▶ 畜産物の輸出入
- ▶ 検査対象物
- ▶ 輸入手停止措置情報
- ▶ 試験・研究材料の持ち込み

動物の輸出入

畜産物の輸出入



韓国でアフリカ豚

水際対応強化中!

海外から肉製品の持ち込み

畜産物の輸出入

↓
検査対象物

↓
検査が必要な物(指定検疫物等)

検査が必要な物(指定検疫物等)

(注) 法: 家畜伝染病予防法、規則: 家畜伝染病予防法施行規則

【輸入】

1. 指定検疫物(法第37条、規則第45条)

(1) 次に掲げる動物及びその死体

(ア) 偶蹄類の動物及び馬

(イ) 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類(以下「かも類」という)。(これらの初生ひなであって、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く)

(ウ) 犬(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く)

(エ) うさぎ(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く)

(オ) 蜜蜂(農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く)

(2) 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

規則43条の表(牛、羊、山羊等)

キーワードから探す

Google 提供

輸入禁止地域と物

検索

1. 豚及びいのししを除く偶蹄類の動物（牛、羊、山羊等）及びその製品（対象疾病：牛疫、口蹄疫）

2019年10月24日更新

地域	動物	受精卵・精液	ソーセージ・ハム・ベーコン	肉・臓器
<p>① 対象疾病的発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に 対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>極めて低い</u>と考えられる地域</p> <p>【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン</p> <p>【南北アメリカ地域】 アメリカ合衆国（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チューポト州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴニア市に限る）、リオネグロ州に限る）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、ペリーズ、ホンジュラス、メキシコ</p> <p>【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ</p> <p style="text-align: right;">(43地域)</p>	<p>輸入可能 (輸出国政府機関発行の検査証明書が必要)</p> <p>ご注意！</p> <ul style="list-style-type: none"> ★BSE（牛海绵状脳症）発生国からの牛、羊、やぎ及びその製品 ★CWD（慢性消耗病）発生国からのシカ及びその製品 ★これらの地域で口蹄疫等が発生した場合は輸入できません。 			
輸入禁止地域	<p>② 対象疾病的発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて 我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>低い</u>と考えられる地域</p> <p>〔【アジア地域】 シンガポール 【ヨーロッパ地域】 ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニア〕</p> <p style="text-align: right;">(3地域)</p>	<p>輸入禁止 ※1</p>	<p>輸入禁止 ※1又は※2</p>	<p>輸入禁止 ※2</p>
	<p>③ 動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>否定できない</u>と 考えられる地域</p> <p>〔①及び②以外の地域〕</p>	<p>輸入禁止</p>	<p>輸入禁止 ※3、4</p>	



高病原性鳥インフルエンザ規制状況



キーワードから探す

Google 提供

生きた家きん、家きん肉等の輸入停止及び
停止解除措置について

検索

令和4年10月以降、農林水産省消費・安全局において、鳥インフルエンザの発生による輸入停止措置及び措置解除にかかるプレスリリース情報の発出は、全土清浄後の初発生事例及び全土の解除事例に対する措置についてのみ行うこととなりました。

輸入停止措置及び措置解除にかかる情報はメールマガジンでも配信しております。登録は[こちら](#)。

生きた家きん・家きん肉を輸入できる国・地域における鳥インフルエンザ発生に伴う輸入停止措置及び停止解除措置について情報を掲載しています。

* 情報の掲載期間は、輸入停止措置を解除後、2年程度といたします。過去の掲載情報については動物検疫所にお問い合わせください。

Information on import suspension measures and lift of their measures in response to the outbreaks of Avian Influenza in countries and regions where live poultry or poultry meat etc. can be imported is posted.

The information will be posted for about two years after the import suspension measures are lifted. Please contact the Animal Quarantine Station for past information.

>生きた家きんは[こちら](#)

>英國 >オーストラリア >オランダ >カナダ >スウェーデン >ドイツ >ハンガリー >ブラジル >フランス >米国 **New!**

>[poultry is here](#)

>Australia >Brazil >Canada >France >Germany >Hungary >Netherlands >Sweden >United Kingdom >U.S.A. **New!**

>家きん肉等は[こちら](#)

>アルゼンチン >ウクライナ >英國 >オーストラリア >オーストリア >オランダ >カナダ >コスタリカ >コロンビア >スウェーデン >スペイン >チリ >デンマーク >ドイツ >トルコ >ハンガリー >フィリピン >ブラジル >フランス >ブルガリア >米国 **New!** >ペルー >ベルギー >ポーランド >ポルトガル >リトアニア

>[Poultry meat is here](#)

>Argentina >Australia >Austria >Belgium >Bulgaria >Brazil >Canada >Chile >Columbia >Costa Rica >Denmark >France >Germany >Hungary >Lithuania >Netherlands >Peru >Philippines >Poland >Portugal >Spain >Sweden >Turkey >U.S.A. **New!** >Ukraine >United Kingdom



BSEの発生国又は地域

更新日：2024年8月9日

日本向けに輸出されるケーシングを使用した食肉等の追加条件における「別添に掲げる国」（BSE発生国）

- アイルランド*
- イスラエル
- イタリア
- オーストリア*
- オランダ
- カナダ*
- ギリシャ
- スイス
- スウェーデン*
- スペイン*
- スロバキア
- スロベニア
- チェコ
- デンマーク*
- ドイツ*
- ノルウェー*
- フィンランド*
- ブラジル
- フランス*
- ベルギー
- ポーランド
- ポルトガル
- リヒテンシュタイン
- ルーマニア
- ルクセンブルグ
- 英国
- 米国*

*食品安全委員会による牛肉等の輸入に係る月齢制限緩和に関するリスク評価が完了している国



キーワードから探す

BSE発生国

検索

家畜衛生条件(動物検疫所ウェブサイト掲載場所)

The screenshot shows the 'Animal Health Conditions (Input)' section of the website. At the top right, there is a notice about African Swine Fever in South Korea: '韓国でアフリカ豚熱が広がっています。水際対応強化中!ご協力ください' (African Swine Fever has spread in South Korea. Strengthening port response! Please cooperate). Below the notice is a button labeled '閉じる' (Close).

The main content area has a title '畜産物の輸出入 >' (Animal products import and export). On the left, there is a sidebar with links: '畜産物の輸出入', '検査対象物', '輸出入停止措置情報', and '試験・研究材料の持ち込み'. The central column lists several categories: '輸入畜産物の検査手続', '穀物のわら・乾草の輸入', '家畜衛生条件 (輸入)', '第3清浄国リスト', and '輸入禁止地域'. A red dashed circle highlights the '家畜衛生条件 (輸入)' link.

At the bottom of the sidebar, there are three buttons: '動物の輸出入', '畜産物の輸出入' (which is also highlighted with a red dashed circle), and '海外旅行'.

畜産物の輸出入
↓
家畜衛生条件(輸入)

The page title is '畜産物の輸出入' (Animal products import and export) followed by '家畜衛生条件(輸入)' (Animal health conditions (input)).

Text: 'おみやげなどの個人消費用の畜産物を日本に持ち込む場合には「肉製品などのおみやげ」ページをご覧ください。' (When bringing animal products for personal consumption to Japan, please refer to the 'Meat products etc. for souvenirs' page.)

Section: '偶蹄類（牛、豚、羊、山羊、鹿など）の畜産物' (Meat products of cloven-hoofed animals (cattle, pigs, sheep, goats, deer, etc.))

Text: '肉、臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン及びそれらの加工品' (Meat, organs, sausages, ham, bacon and their processed products)

List: 'アジア地域（中東を含む）', 'ヨーロッパ、ロシア（NIS諸国を含む）', '南北アメリカ', 'オセアニア、その他' (Asia region (including the Middle East), Europe, Russia (including NIS countries), North and South America, Oceania, and others)

Section: '【注意】' (Attention)

Text: '家畜衛生条件の取り決められた国以外からは輸入できません。' (Imports from countries where animal health conditions are not determined are prohibited.)

Text: 'また、日本向けの肉等を取り扱う施設は、日本あるいは輸出国によって指定されています。指定されていない施設で取り扱われた肉等は、日本への輸入が認められません。施設の指定状況についてはこちら (指定処理施設) をご覧ください。' (In addition, facilities handling meat for Japan are designated by Japan or the country of origin. Imports of meat handled by undesignated facilities are not allowed. For details on facility designation status, please refer to the 'Designated processing facilities' page.)

Section: 'ケーシング' (Casing)

List: 'ケーシングの家畜衛生条件' (Animal health conditions for casing)

Section: '乳製品' (Dairy products)

List: '乳製品の家畜衛生条件' (Animal health conditions for dairy products)

Section: '家きん（鶏、うずら、きじ、ほろほろ鳥、だちよう、七面鳥、あひる、がちよう、その他かも目）の肉等' (Meat of fowl (chicken, quail, pheasant, etc.))

List: '家きんの肉等の家畜衛生条件' (Animal health conditions for meat of fowl)



家畜衛生条件（中国加熱処理家きん肉）

中国から日本国向けに輸出される加熱処理家きん肉等に関する家畜衛生条件(日本語訳) 抜粋

中国から日本国向けに輸出される加熱処理家きん肉等に関する 家畜衛生条件案(仮訳)

- 1 この文書は、輸出国から日本国に輸出される加熱処理をされた家きん肉等についての家畜衛生条件を定めるものとする。
- 2 この文書において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 加熱処理：7の指定を受けた施設において、次のいずれかの条件で行う加熱する方法による処理
 - ア 煮沸し、飽和水蒸気に触れさせ、又は食用油で揚げることにより、当該家きん肉等の中心温度を1分間以上摂氏70度以上に保つこと
 - イ アに規定する方法以外の方法により、当該家きん肉等の中心温度を30分間以上摂氏70度以上に保つこと
 - (2) 家きん：鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう
 - (3) 家きん肉等：家きん由来の肉、脂肪、腱及び臓器並びにこれらを原料とする加工品（肉粉及び肉骨粉を除く。）
 - (4) 高病原性鳥インフルエンザ：次に掲げるウイルスによる家きんの感染症
 - ア H5及びH7血清亜型のA型インフルエンザウイルス
 - イ H5及びH7血清亜型以外の血清亜型のA型インフルエンザウイルスのうち、国際獣疫事務局の標準診断検査及びワクチンマニュアルの定義に基づき高病原性鳥インフルエンザウイルスとされたもの（5）高病原性鳥インフルエンザ等：高病原性鳥インフルエンザ、家きんコレラ、ニューカッスル病及び家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・ブローラム又はサルモネラ・ガリナムによるものに限る。）
 - (6) 発生：当該疾病の臨床症状の出現、当該疾病に対する特異抗原若しくは抗体（高病原性鳥インフルエンザの抗体に限る。）の検出又は当該疾病的病原体の分離
 - (7) 輸出国：中華人民共和国
 - (8) 日本国畜衛生当局：日本国農林水産省消費・安全局動物衛生課
- 3 加熱処理をされた家きん肉等を日本国に輸出する場合には、輸出国において、次に掲げる条件が満たされていなければならない。
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザ等の発生について、家畜衛生当局に対する報告が行われていること
 - (2) 高病原性鳥インフルエンザについて、国際獣疫事務局が定める基準に基づくサーベイランスが実施され、その結果を家畜衛生当局が把握していること
- 4 日本国に輸出される加熱処理をされた家きん肉等の原料に供される家きんについては、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 生産農場においてと段前少なくとも21日間高病原性鳥インフルエンザ等の発生が確認されていないこと
 - (2) 生産農場において高病原性鳥インフルエンザワクチンを接種されていないこと

P.1

輸出国政府機関の検査H/C 記載事項

- 22 輸出国の家畜衛生当局は、日本国家畜衛生当局に対し、輸出国における高病原性鳥インフルエンザ等の発生又はその疑いを確認した場合には、24時間以内にその旨を通报するとともに、これらの発生状況を毎月通報しなければならない。

- 23 輸出国の家畜衛生当局は、日本に輸出される加熱処理をされた家きん肉等について、次の事項を具体的に記載した英文による検査証明書を発行しなければならない。
(1) 3から6まで及び20に適合している旨
(2) 認定食鳥処理施設及び認定加工施設の名称、住所及び認定番号
(3) 指定加熱処理施設の名称、住所及び指定番号
(4) と殺年月日、加工年月日、加熱処理年月日
(5) 封印番号
(6) 船積み港の名称、船積み年月日
(7) 検査証明書の発行年月日、発行場所及び発行者の氏名及び役職名

- 24 この文書に定める家畜衛生条件は、2013年9月1日以降にと殺された家きんをその原料とする日本国に輸出される加熱処理をされた家きん肉等について適用するものとする。

P.4

家畜衛生条件 乳製品(動物検疫所ウェブサイト掲載場所)

ホーム > 乳製品の検疫について

乳製品の検疫について

更新日：2024年6月17日



我が国への家畜の伝染性疾病的侵入防止に万全を期すとともに、我が国畜産物の輸出促進に向け、国際基準や諸外国と同等の水準の検疫体制を構築するため、平成29年11月1日から、これまで動物検疫の対象であった「生乳」に加え、乳製品が動物検疫の対象となりました。

- ・ 対象となる乳製品の範囲
- ・ 乳製品の輸入検査の流れ
- ・ 乳製品の輸出検査の流れ
- ・ [English page for dairy products is here](#)

検査証明書様式モデル



下にスクロール…

乳製品の家畜衛生条件

- ・リスト国
- ・リスト国以外 の2種類だけ

1. 偶蹄類動物由来の乳製品には、家畜衛生条件（日本へ輸入するための条件）が設定されています。

- ・ [リスト国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物の生乳及び乳製品の家畜衛生条件\(PDF : 175KB\)](#)
- ・ [リスト国以外の国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物の乳製品の家畜衛生条件\(PDF : 168KB\)](#)

リスト国一覧は[こちら\(PDF : 148KB\)](#)

2. 輸出国政府機関発行の検査証明書を取得します。

偶蹄類動物由来の乳製品

検査証明書様式モデル

- ・ リスト国：[PDF\(PDF : 99KB\)](#) 、[Microsoft Word\(WORD : 41KB\)](#)
- ・ リスト国以外の国：[PDF\(PDF : 97KB\)](#) 、[Microsoft Word\(WORD : 40KB\)](#)

* モデル様式を使用すると正式に連絡のあった国・地域

- ・ アイスランド、イスラエル、ベトナム、韓国、中国、香港（食用以外）、ペルー（食用以外）

家畜衛生条件 乳製品

【リスト国】

G/SPS/JPN/471/Add.6 リスト国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物の生乳及び乳製品の家畜衛生条件（仮訳）	
リスト国から日本向けに輸出される生乳・乳製品の家畜衛生条件は以下のとおり。	
定義 「生乳」 搾乳したままの偶蹄類の動物の乳分泌物をいう。	
「乳製品」 以下の HS コードに該当する生乳を原料とするもの (*) 0401 (ミルク、クリーム等) 0402 (ミルク、クリーム等) 0403 (バターミルク等) 0404 (ホエイ等) 0405 (バター等) 0406 (チーズ等) 3502.20、3502.90 (ミルクアルブミン等) 2309.10、2309.90 (乳製品を原料に含む飼料・ペットフード等)	
*上記のうち、以下の品目を除く。 無糖練乳、無糖脱脂練乳、発酵乳、バターオイル及びプロセスチーズ	
「リスト国」 生乳・非加熱乳製品の対日輸出を認めることとして、日本国農林水産省が認定した国／地域（別添参照）	
「日本国家畜衛生当局」	

【リスト国以外】

G/SPS/JPN/471/Add.6 リスト国以外の国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物の乳製品の家畜衛生条件（仮訳）	
リスト国以外の国から日本向けに輸出される乳製品の家畜衛生条件は以下のとおり。	
定義 「生乳」 搾乳したままの偶蹄類の動物の乳分泌物をいう。	
「乳製品」 以下の HS コードに該当する生乳を原料とするもの (*) 0401 (ミルク、クリーム等) 0402 (ミルク、クリーム等) 0403 (バターミルク等) 0404 (ホエイ等) 0405 (バター等) 0406 (チーズ等) 3502.20、3502.90 (ミルクアルブミン等) 2309.10、2309.90 (乳製品を原料に含む飼料・ペットフード等)	
*上記のうち、以下の品目を除く。 無糖練乳、無糖脱脂練乳、発酵乳、バターオイル及びプロセスチーズ	
「リスト国」 生乳・非加熱乳製品の対日輸出を認めることとして、日本国農林水産省が認定した国／地域（別添参照）	
「日本国家畜衛生当局」	

リスト国 と リスト国以外 の主な違い

- 輸出国 と 用途（食用 or 偶蹄類動物の飼料用）の組合せで、求められる処理方法が異なる
- リスト国からの乳製品は、リスト国以外の国由来の原料乳を使用している場合に、不活化処理が求められる

家畜衛生条件(中国から輸入されるわら等)

動物検疫所

・ Other Languages ・ キッズサイト ・ サイ

The screenshot shows the homepage of the Animal Health Inspection Agency. At the top, there's a banner with a cartoon bat and the text "韓国でアフリカ豚熱対応強化 海外から肉製品の輸入" (Response to African Swine Fever in South Korea, Strengthening of meat product imports from overseas). Below the banner, there's a main menu with "畜産物の輸出入" (Animal Product Imports and Exports) highlighted. A red dashed circle highlights the "畜産物の輸出入" button. To the right of the main menu, there's a sidebar with several links. A red dashed circle highlights the link "穀物のわら・乾草の輸入" (Import of straw and hay), which is also circled by a red dashed arrow pointing to the detailed information page. Other links in the sidebar include "輸入畜産物の検査手続" (Import inspection procedures), "家畜衛生条件 (輸入)" (Animal health conditions (import)), "第3清浄国リスト" (List of third countries), and "輸入禁止地域と物" (Prohibited areas and goods).

中国から輸入される加熱処理稻わらの家畜衛生条件

↓
穀物のわら・乾草の輸入

↓
中華人民共和国から日本向けに輸出される穀物のわら
及び飼料用の乾草の家畜衛生条件

- ・ [輸出畜産物の検査手続](#)
- ・ [日本から輸出される食肉等の受入状況一覧](#)
- ・ [家畜衛生条件 \(輸出\)](#)
- ・ [畜産物の輸出相談窓口](#)

わら、飼料用の乾草の輸入検査手続

動物の輸出入

畜産物の輸出入

口蹄疫の発生地域からの穀物のわら・飼料用の乾草は原則輸入禁止です。

ただし、条件を満たしたもので、輸出国政府機関が発行した証明書を添付してある穀物のわら・飼料用の乾草は輸入が可能です。

[ご不明な点は動物検疫所にお問い合わせ下さい。](#)



中国から輸入されるわら等

[中華人民共和国から日本向けに輸出される穀物のわら及び飼料用の乾草の家畜衛生条件 \(PDF : 314KB\)](#)

(平成14年12月16日付け14動検第821号 (平成25年8月20日付けで改正))

※こも、むしろを含みます。

農林水産大臣が指定する加熱消毒施設

(注) 中国でのアフリカ豚熱の発生により、一部の施設で加工されたわら等の輸入を一時停止しています。

対象施設一覧は[こちら](#)。(PDF : 27KB)



穀物のわら、飼料用の乾草

4. 穀物のわら及び飼料用の乾草 (対象疾病：口蹄疫)

平成30年6月27日更新

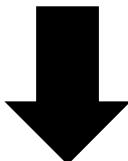
地域	穀物のわら及び飼料用の乾草
<p>①対象疾病的発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが極めて低いと考えられる地域</p> <p>【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、イス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン</p> <p>【南北アメリカ地域】 アメリカ合衆国（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、アルゼンチン（サンタカラス州、チューボート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る）、リオネグロ州に限る）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ</p> <p>【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ</p> <p>(43地域)</p>	<p>家畜の悪性伝染病発生が無い地域</p> <p>動物検疫不要</p>
<p>輸入禁止地域</p> <p>②動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが否定できないと考えられる地域</p> <p>〔①以外の地域〕</p>	<p>家畜の悪性伝染病発生域</p> <p>輸入禁止※</p>

※ 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。

←→ 中国加熱処理稻わら

動物検疫の検査対象か？

- ・ サイレージ(植物の茎葉を発酵させたもの。家畜の飼料)
- ・ 乾草ペレット(乾草を粉碎しペレット状にしたもの)
- ・ 植物の乾草で作られたペット用品(おもちゃ、敷物など)



原材料、加工状態、輸入時の形状等により、輸入可否が異なる
以下の資料を動物検疫所まで送付ください。

- ① 製造工程(製品の加工、詳細がわかるもの)
- ② 商品説明書
- ③ 写真等



畜産物の輸入検査要領



令和5年3月24日付け4動検第1322号
令和6年5月9日付け6動検第136号（一部改正）

畜産物の輸入検査要領

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第37条に規定する骨肉卵皮毛類（以下「畜産物」という。）の輸入検査は、法、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）及び本要領（別途定める場合を除く。）に基づき実施する。

検査手続に係る申請、処分等については、関係者の利便性を考慮し、電子メール又は「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成25年10月4日付け25動検第673号。以下同じ。）に定める電子情報処理組織等により行うことができるものとする。

1 申請前の指導

家畜防疫官は、検査手続が円滑に実施できるよう畜産物を輸入する者又はその代理人（以下「輸入者」という。）に対し、関係法令及び家畜衛生条件、検査手続並びに輸入者の責務について説明する。

2 申請

（1）輸入検査申請書の提出

法第40条第1項及び規則第49条に基づく届出（以下「申請」という。）は、「輸入検査申請書」（規則別記様式第23号）を動物検疫所に提出することにより行われる。

提出先は、原則として畜産物を輸入する港又は飛行場（法第38条に規定。以下「輸入港」という。）を管轄する動物検疫所とする。また、法第40条に基づく検査（以下「輸入検査」という。）を輸入港以外の場所で実施するときは、後記3（1）の検査場所を管轄する動物検疫所にも併せて提出させる。

（2）輸入検査申請書の添付書類

必要な限度において、次に掲げるものとする。

- ア 輸出国政府機関発行の検査証明書（以下「検査証明書」という。）
- イ 輸入検査に必要と判断するもの（加工工程説明書、事情説明書等）

3 畜産物の送致及び蔵置

（1）検査場所

畜産物の検査場所は、法第40条第3項に基づく場所とする。

（2）検査場所への送致

検査場所が輸入港以外の場所に所在する場合、家畜防疫官は法第40条第4項に基づく検査場所への畜産物の送致に係る順路その他家畜防疫上必要な措置について輸入者に対し必要に応じあらかじめ指示する。

（3）畜産物の蔵置

畜産物の蔵置に係る指示は、以下とする。

- ア 輸入した原状のまま他のものと隔離し、家畜防疫官の許可なく開梱等を行わないこと。
- イ 輸入検査申請ごとに、必要事項について指定検疫物票（別記様式1-1号又は1-2号）により表示すること。

なお、航空貨物の場合には、指定検疫物票を輸入貨物情報照会（IAW）の提出に代えることができる。また、コンテナ検査を実施する場合には、指定検疫物票による表示を省略することができる。

4 輸入検査

輸入検査は、書類検査、現物検査及び精密検査とする。

（1）書類検査

家畜防疫官は、前記2により提出された輸入検査申請書等について、法第36条及び第37条の規定の違反の有無の検査及び記載内容の照合確認を行う。この際、検査のため畜産物を検査場所に蔵置するときは、畜産物の入庫状況を確認する。また、第3国経由等により必要がある場合には、コンテナ及び封印の状況を併せて確認する。

（2）現物検査

ア 輸入者への通知

検査場所を管轄する動物検疫所は、現物検査を実施する場合、速やかに輸入者に通知する。

イ 抜き打ち検査の実施

前記（1）の書類検査が終了したもののうち、次に該当するものは、それぞれに定める方法により対象を定めて現物検査を実施する（以下「抜き打ち検査」という。）。なお、書類検査の結果、違反が確認された場合又は消毒処置等が必要と判断されたものは、抜き打ち検査の対象から除外する。

- （ア）規則第45条第2号に規定する卵（種卵を除く。）、第3号に規定する骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器、第4号に規定する乳等（後記（イ）のものを除く。）並びに第6号に規定するソーセージ、ハム及びベーコンのうち、家畜衛生条件に基づき輸入されたもの又は悪性の家畜伝染病の発生のない地域から直接輸入されたものにあっては、スキップロット方式（ISO2859-3に準じる抜き取り方式）による方法。

動物性加工たん白(動物検疫所ウェブサイト掲載場所)

The screenshot shows the 'Animal Product Import/Export' section of the website. A red dashed circle highlights the 'Animal Product Import/Export' link in the left sidebar. Another red dashed circle highlights the 'Animal Product Import/Export' link in the bottom navigation bar. A large red arrow points from the bottom navigation bar to the main content area.

畜産物の輸出入 >

- 畜産物の輸出入
- 検査対象物
- 輸出入停止措置情報
- 試験・研究材料の持ち込み
- 輸入畜産物の検査手続
- 穀物のわら・乾草の輸入
- 家畜衛生条件(輸入)
- 第3清浄国リスト
- 輸入禁止地域と物

動物の輸出入 畜産物の輸出入 海外旅行される方へ 申請・お問い合わせ 動物検疫について
(採用情報はこち)

畜産物の輸出入
↓
検査対象物
↓
検査が必要なもの(指定検疫物等)
↓
下にスクロール

2. 指定検疫物以外の物であっても、監視伝染病の病原体により汚染のおそれがあるときには検査をすることがあります。

現在、国内における牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴い、「[動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入実施要領\(PDF: 414KB\)](#)」(平成17年8月12日 17動検第607号)に基づき、輸入停止措置を講じています。

本通知の2に掲げるものについて、一部以下のとおり補足します。

- 加水分解たん白質は家畜の肉、臓器、皮、羽毛等をたん白質分解酵素や化学的処理によって分解したものを指します。
- 魚粉は魚を加熱等の処理後に破碎・粉碎したものであって、甲殻類、軟體動物 若しくはその他水棲無脊椎動物を粉状にしたものも含みます。
- 第二リン酸カルシウムに限らず、すべてのリン酸カルシウムについて動物検疫所の確認が必要です。
- ペットフードや魚の飼料等の製造原料となる動物性加工たん白も、飼料・肥料となる可能性があるものに含まれます。



動物性加工たん白質の関係要領

動物検疫所

関係法令・通知

韓国でアフリカ豚熱発生中

協力ください

関係法令・通知

動物検疫とは

動物検疫所案内

関係法令・通知

輸出情報

調達情報・入札公告

輸出港・空港

動物検疫統計

動物検疫所業績集

動物性加工たん白質の関係要領は動物検疫所ウェブサイトより確認が可能です。
(ホーム>関係法令>通知一覧)

対象疾病

魚類 (PDF : 55KB) [人](#)

甲殻類 (PDF : 57KB) [人](#)

貝類等 (PDF : 56KB) [人](#)

家畜衛生条件

●家畜衛生条件

動物検疫の対象となるものを「**指定検疫物**」といいます。指定検疫物の輸入にあたっては、輸出国の政府機関（日本の動物検疫所に相当する機関）が該検疫を合格し、当該機関の発行した検査証明書の添付がなければ輸入してはならないとされています。輸出国での検査や輸送の事項は、通常、事前に輸出国と輸入国との間で家畜衛生条件として締結されています。

通知一覧

●通知一覧

動物検疫に関する各種通知 こちらからご覧ください

PDF形式のファイルをご覗いたく場合には、Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先



動物性加工たん白

【令和6年8月31日までに申請を受け付けたものに適用】

・ [動物性加工たん白の輸入一時停止措置について \(平成17年8月12日 17動検第6号\) \(PDF : 384KB\) \[人\]\(#\)](#)

・ [家畜飼料用として輸入される魚粉の精密検査実施要領 \(平成27年11月6日 27動検第749号\) \(PDF : 460KB\) \[人\]\(#\)](#)

【令和6年9月1日以降に申請を受け付けたものに適用】

・ [動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領 \(平成17年8月12日付け17消安第2891号の別紙\) \(PDF : 414KB\) \[人\]\(#\)](#)

・ [家畜飼料用として輸入される魚粉の精密検査実施要領 \(平成27年11月6日付け27動検第749号\) \(PDF : 281KB\) \[人\]\(#\)](#)

要検査物の通知

(通知)「動物性加工たん白の輸入停止措置について」(令和6年9月1日以降)

動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領

1 この要領は、我が国に輸入される動物性加工たん白質の輸入検疫に関する取扱いを定めるものとする。

2 全ての国及び地域から我が国に輸入される動物性加工たん白質で次に掲げるもののうち、飼料（飼料添加物を含む。以下同じ。）及び肥料に供されるもの又はその可能性のあるものについては、動物検疫所における輸入検疫証明書の発行を停止するものとする。

- 1) 骨粉（碎骨並びに Steamed bone grit, Steamed bone grain 等蒸製骨粉（Steamed bone meal）とは名称及び形状が異なるが加工工程が同様のものを含む。以下同じ。）
- 2) 肉粉
- 3) 肉骨粉
- 4) 血粉、乾燥血しょうその他の血液製品（医療用、医薬品用、試験研究用又は化粧品用に供されるものを除く。）
- 5) 皮粉
- 6) 羽毛粉
- 7) 蹄粉
- 8) 角粉
- 9) 臓器粉
- 10) 指定検疫物の混入がないことの確認を要するものである魚粉
- 11) 特定危険部位を原料としているもの又は当該部位の混入がないことの確認を要するものである次に掲げるもの
 - ① 加水分解たん白質
 - ② 動物性油脂
 - ③ 動物性粉末油脂（動物性油脂にカゼイン、デンプン等を添加して粉末化したもの）
 - ④ 獣脂かす
 - ⑤ 第二リン酸カルシウム
 - ⑥ ゼラチン
 - ⑦ コラーゲン
 - ⑧ オセイン

検査が必要な動物性加工たん白質

3 2の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす動物性加工たん白質については、動物検疫所において、当該要件を満たすことを確認する方法による輸入検査を実施し、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合は、輸入検疫証明書を発行することができる。ただし、（2）の魚粉については、可能な限り全ての輸出国を含めて検査対象を抽出した上で当該方法による輸入検査を行うものとし、（4）の第二リン酸カルシウム（鉱物由来のものに限る。）であって、牛海綿状脳症非発生国又は食品安全委員会による牛肉等の輸入に係る月齢制限緩和に関するリスク評価が完了している国から輸入されるものについては、輸出国名の確認を行う方法で輸入検査を行

うものとする。

- (1) 骨粉のうち、1,000 °C以上で灰化処理されたことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (2) 魚粉のうち、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白質を使用していないことについて輸出国政府機関により証明されている、又は製造実態等を踏まえそのおそれがないと判断できるもの
- (3) 動物性油脂のうち、不溶性不純物の含有量が 0.15 %以下であることが輸出国政府機関により証明されたもの
- (4) 第二リン酸カルシウムのうち、鉱物由来のもの又は生物由来のものであって脂肪及びたん白質を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの
- (5) ゼラチン及びコラーゲンのうち、皮由来のもの又は骨由来のものであって、頭蓋骨及び椎骨（尾椎を除く。）が除去され、かつ、加圧下での洗浄、酸による脱灰処理、長期のアルカリ処理（石灰漬）、ろ過及び138 °C以上4秒間の殺菌処理が行われたことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (6) 次のアからウまでに定める動物性加工たん白質であって、別添の消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則に規定する要件を満たすもの
 - ア 消火剤用蒸製蹄角粉
 - イ 碎骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用、釉薬用骨炭製造用又は顔料用骨炭製造用のものに限る。）
 - ウ 骨炭（精糖用又は浄水ろ過材用のものに限る。）
- (7) (1)から(6)までに定めるもののほか、関係法規に基づき、日本国内における製造又は出荷停止措置が解除された飼料及び肥料に供される動物性加工たん白質のうち、輸出国において我が国と同等の安全確保措置が講じられているとして家畜衛生条件を取り決めて輸入されるもの
- (8) 2に掲げるものを原料としたペットフードのうち、その包装、表示等から飼料として転用される可能性のないもの

3 の要件を満たすかを確認

動物性加工たん白質の代表例

- ・ 養魚飼料、家畜飼料になる**魚粉**
- ・ 動物飼料に含まれる**第二リン酸カルシウム**
- ・ ドライペットフード
- ・ ゼラチン、コラーゲン及びこれらを原材料の一部に含む食品等
- ・ 加水分解たん白質
- ・ 消火剤原料になる**蒸製蹄角粉**
- ・ 動物由来成分を含まないが、税関の品目コードにより
動物検疫非該当であることの確認が必要なもの
例)ビタミン調整品など飼料添加物



…など

NACCS用語解説

ILA (輸入畜産物検査申請事項登録)

輸入畜産物検査申請の情報を登録する業務。

ILC (輸入畜産物検査申請)

ILA業務終了後、輸入畜産物検査申請を行う業務。

MSF02 (通関系関連省庁添付登録)

ILA業務やEMA業務後に、申請に係る関係書類を添付する業務。

MSH02 (通関系関連省庁添付訂正)

MSF02業務で登録した添付ファイル情報の削除、追加を行う業務。

ISS (輸入畜産物検査申請入庫状況呼出し)

入庫状況の登録や指定検疫物票を印刷する業務。

一般的な畜産物の入力ルール

- 同一品目コードのアイテムの一部に初回・サンプル品が含まれる場合は、欄部を分けて申請してください。
- 畜産物品目コードの入力は、NACCS コード表を参考に適切なコードを選択し入力してください。

★間違いの多い項目等

【状態】

冷蔵:非加熱の肉を冷蔵したもの

冷凍:非加熱の肉を冷凍したもの

その他:非加熱であって冷蔵でも冷凍でもないもの(常温保存の干肉等)

加熱処理:加熱処理肉の家畜衛生条件を満たして輸入されるもの

【部位】

肉のコード:横隔膜、舌、心臓、食用の皮や鶏爪等

臓器のコード:気管、脳、胸腺、動脈、胎盤等

消化管のコード:食道、胃(牛の第1～4胃や家禽の砂肝等)、腸(ケーシングは除く)、盲腸等

乳製品の入力ルール

- チーズ・バター以外のもの(品目コード:N300～,N400～)については各繰返部の**備考1**(Web:欄部備考欄の最左部)に、該当するHSコード(4桁、半角数字)を入力してください。
- 牛以外の偶蹄類動物の畜種が品目に含まれる場合、各欄の**備考2**(Web:欄部備考の中央部)に畜種毎に設定したアルファベット(半角英字)を入力してください。

牛:C、水牛:B、豚:P、縊羊:S、山羊:G、鹿:D、その他:O

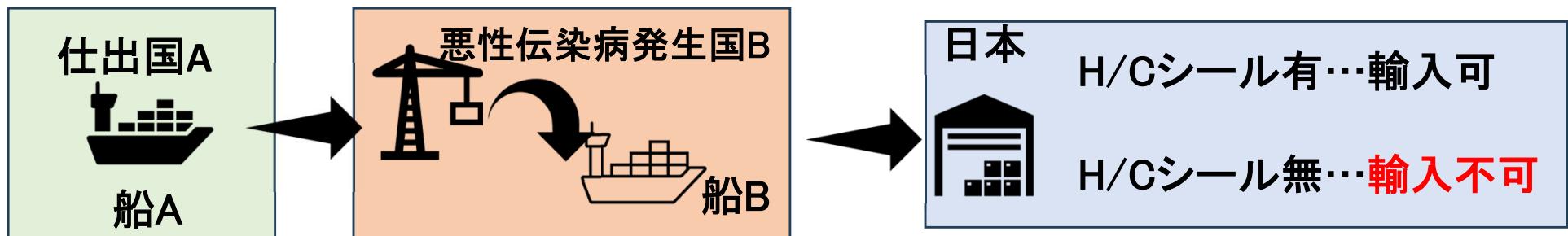
- 牛以外の畜種单一品目の場合
→ アルファベット(半角英字)1文字を入力してください。
- 畜種单一品目が複数含まれる場合
→ アルファベット(半角英字)の間に半角カンマ(,)を入力。
- 偶蹄類動物の混合製品が含まれる場合
→ アルファベット(半角英字)の間に半角カンマ(,)を入力しない。
- 偶蹄類動物と偶蹄類動物以外の動物が混合された製品の場合
→ 品目コードで動物種混合コードを選択、備考2に入力しない。
- 偶蹄類動物の飼料用乳製品とそれ以外の乳製品は申請を分けてください。
- 偶蹄類動物の飼料用乳製品の用途は、16(飼料用)を使用してください。

指定検疫物の経由-1

輸入可能な肉製品等でも、悪性の伝染性疾病発生国を経由して日本に到着した場合は原則輸入禁止

ただし、

輸出国政府機関の封印(シール)がされ、輸送中にコンテナが開けられていないことが客観的に確認できるときは、「経由」に該当せず輸入可能



※関連通知等

家畜伝染病予防法第36条1項

「経由」の解釈について(令和6年5月16日6動検第149号)

申請時、注意すること

- ① 第3国で積替えをしていないか？
- ② H/Cにシール番号が記載されているか？
- ③ コンテナ開扉時にH/Cシールを確認できたか？

【こんな場合も輸入できなくなります】

もともと直行便の予定でH/Cにシール記載無し

予定変更で第3国で積替えし日本に到着

【対策】

トラブル防止のため、シールが記載されたH/Cを取得する

H/Cシール必須の貨物でシール脱落等の異常に気付いたら、
速やかに動物検疫所にお知らせください

指定検疫物の経由-3

申請時、注意すること

- ① 積替え、経由をしていないか？ → 積替えしている場合、積替地 を必ず入力
- ② H/Cにシール番号が記載されているか？ → H/Cのシール番号を確認する
- ③ コンテナ開扉時にH/Cシールを確認できたか？
→ 指定検査場所での入庫時に確認、NACCSで入庫状況を確認

Aコンテナ・封印 “YY”… H/Cシール有り
“YN”… H/Cシール無し

ILA 輸入畜産物検査申請事項登録		HEALTH CERTIFICATE TO EXPORT POULTRY MEAT AND POULTRY MEAT PRODUCTS FROM BRAZIL TO JAPAN	
ファイル(F)	表示(V)	 ORIGINAL FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL MINISTRY OF AGRICULTURE AND LIVESTOCK - MAPA SECRETARIAT OF ANIMAL AND PLANT HEALTH - SDA INSPECTION DEPARTMENT OF ANIMAL PRODUCTS - DIPOA FEDERAL INSPECTION SERVICE - SIF	
<input type="checkbox"/> 共通部 <input checked="" type="checkbox"/> 繰返部		1. Exporter (name, address): [REDACTED] 2. Certificate N°: [REDACTED] 3. Competent Authority: Ministry of Agriculture and Livestock - MAPA 4. Local Competent Authority: 576	
申請番号: [REDACTED] 申請種別: [REDACTED] 共通番号: [REDACTED] 申請者氏名: [REDACTED] 申請者住所: [REDACTED] 保管場所*: [REDACTED] 検査希望年月日: [REDACTED] 仕出国（地域）*: [REDACTED] B/L番号: [REDACTED] 塔載船（機）名*: [REDACTED] 取卸港*: [REDACTED] 1 塔載地: [REDACTED] 到着年月日: [REDACTED] 塔載年月日: [REDACTED] 到着年月日: [REDACTED]		5. Importer (name, address): [REDACTED]	
6. Country of origin: BRAZIL ISO Code: BR 7. Country of dispatch: BRAZIL ISO Code: BR 8. Country of destination: JAPAN ISO Code: JP 9. State of origin: SANTA CATARINA		10. Place of loading: ITAPIRANGA - SC - BRASIL 10.1 Means of transport: MARITIME 11. Port of departure: ITAPOA SC BRASIL 12. Declared point of entry: YOKOHAMA	
13. Conditions for transport/storage: FROZEN		14. Identification of container(s)/ Seal number(s): CONTAINER LACRE/SBAL [REDACTED]	
16. Identification of food products: NCM Code or HS Code: 02071400 Name of the product 1: FROZEN CHICKEN BONELESS LEG KAKUGIRI		Purpose: For human consumption Species: GALLUS GALLUS Type of packaging: CARTONS	
Date of slaughter: 2023/09/20 TO 2023/09/26		Date of cutting: 2023/09/20 TO 2023/09/26	
Date of processing: 2023/09/20 TO 2023/09/26		Date of packing: 2023/09/20 TO 2023/09/26	
Number of packages: 2041		Net weight (Kg): 24.492,00	
荷受人コード: [REDACTED] 荷受人住所: [REDACTED]		② ★コンテナ番号、シール番号 (経由ありの場合シール必須)	

回送申請時の注意点について-1

回送前に、以下の確認をお願いします。

- ・**輸入禁止品**でないこと
- ・回送先が**動物検疫所の指定検査場所**であること
- ・回送前に**回送指示書**を取得していること
- ・原則、**混載貨物**の場合は**仕分け後の回送は認めない**
→仕分けする場合は、デバンした場所で検査申請すること
- ・Aコンテナ(密閉式コンテナ)であり、**コンテナに異常がないこと**
- ・**第3国を経由**したものは回送できない
→ただし、H/Cシールの脱落のこと等、家畜防疫上の安全確認がとれるものは除く(回送申請時にシール確認の結果を報告すること)

回送申請時の注意点について-2

- 要消毒品(毛、皮等)は原則、到着港の指定検査場所で現物検査及び消毒等の処置を実施後に回送

→ただし、輸出国政府機関の発行する検査証明書の添付があり、かつ、Aコンテナであることが確認されたものについて、家畜防疫官が問題ないと判断した場合は、動物検疫所確認票の表示を行なったうえで回送可能

(動物検疫所確認票)

動物 検 疫 所 確 認 票	NO. _____ (指示書)	
年 月 日		
このコンテナーは、家畜の伝染病の病原体を散逸しないことが確認されたが、輸送中に破損等の異常を発見した場合は直ちに下記に届け出ること		
動物検疫所	家畜防疫官（氏名）	印
Tel: _____		

注 用紙は 10cm×15cm 程度の耐水性のものとし、赤枠で囲むこと。



回送申請時の注意点について-3

ILA 輸入畜産物検査申請事項登録

ILA画面

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

申請番号 共通番号 申請種別 拡出力要求

申請者氏名
① 申請者住所
保管場所 検査希望年月日

仕出国(地域) * 仕出国(地域)
搭載船(機)名 * 搭載船(機)名
搭載地 取卸港
搭載年月日 到着年月日

② 積替地

商標

③

Aコンテナ・封印 入庫状況確認
④ H/C原本保有 入庫情報受入

回送予定の有無
⑤ 回送先の保管場所 原申請番号

分割後申請
共通部備考

荷受人コード
荷受人住所
荷送人氏名
荷送人住所

回送申請も通常のILA画面から入力し、ILCで送信します。

入力ミスが多い項目は以下の通りです。

①保管場所

現在の貨物のある指定検査場所(保税地域コード)

②積替地

積替している場合必ず入力(国連LOCODEの3桁の港コード)し、「搭載船名」欄には日本に到着した際の船名を記載

③Aコンテナ・封印

AコンテナでH/Cシールが確認できている場合:YY

AコンテナでH/Cシールが無し、不明、脱落の場合:YN

Aコンテナ以外(シールの有無にかかわらず)の場合:NN

④回送予定の有無

回送先までの輸送方法によって以下のように入力

海路のみ:YS

陸路のみ:YL

海→陸路:SL

⑤回送先の保管場所

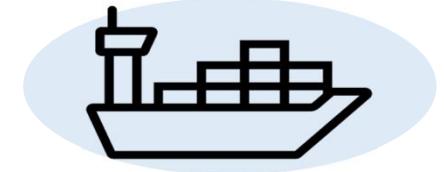
回送先動検の所別コード及び貨物を蔵置する指定検査場所の保税地域コード

回送申請時の注意点について-4

抜き打ち検査対象の申請のうち、申請内容に問題が無い場合、回送指示書が即時発行されます。

指示書が発行されない場合、まずは以下をご確認ください。

- ・ 仕向先の**保税地域コード**は正しいですか？
- ・ 積替貨物で、**シール確認が必要**ではありませんか？
- ・ **申請種別**が到着前(B)のままではありませんか？



回送指示書が発行されない場合は、H/C等の関係書類をMFS02でファイル添付してから動物検疫所にお問い合わせください。

抜き打ち検査

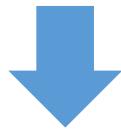
- 初回品、サンプル品(P.36参照)
- 異常貨物(書類不備、現物貨物の不備 等)



家畜防疫官による現物検査実施

監視伝染病の病原体による汚染の有無、輸出国におけるリスク低減措置状況の確認等の必要がある場合、精密検査(P.56参照)も実施。

- 卵(種卵を除く)、骨、**肉**、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器、
乳等(※備考を除く)、ソーセージ、ハム及びベーコン
(家畜衛生条件に基づき輸入されたもの、疾病のない地域から直接輸入されたもの)



NACCSによる現物検査判定

スキップロット方式(抜き取り方式)による方法(畜産物の輸入検査要領 4(2)イ、(ア)、(イ)による)

※備考…家畜衛生条件に基づき輸入された偶蹄類動物由来の乳製品のうち、**偶蹄類動物の飼料用以外の乳製品(食用のチーズ、バター等)**はスキップロット方式によらず、**動物検疫所が計画したタイミングで検査を実施**(畜産物の輸入検査要領4(2)イ(イ)による)

輸入畜産物の消毒基準

別表

消毒対象	域蹄規類則 動4物3等条の項表の地偶 *1	等規の則項4の3地条の表の豚 *2	仕出地域			消毒方法					
			炭疽の発生地域	の鼻発疽生・地域アフリカ馬疫	N家鳥Dきいのんん発生コフルレラエジスのミ生地城トージスの	ホルマリンガス	アルカリ製剤	塩素製剤	塩素製剤	S K	E Oガス
骨、蹄角、層皮	ゼラチン原料用	○	○					○			
	上記以外の用途	○	○				○			△	
	生骨粉（鹿児島）	○	○	○			○			○	
	蒸製骨粉	飼料用	○	○	○		○				
		肥料用・その他	○	○	○		○				
肉粉、肉骨粉、豚毛粉、蹄角粉、血粉等		○	○				○				
羽毛粉					○		○				
皮	乾皮	偶蹄類の動物 ^{*3} の皮	○				○				
		豚又はいのししの皮		○			○				
		馬皮			○		○				
		兎皮				○	○				
	生皮 塩蔵皮 酸漬皮	偶蹄類の動物 ^{*3} の皮	○					○			
		豚又はいのししの皮		○				○			
		馬皮			○		○				
		兎皮				○	○				
毛	毛筆、ブラシ刷毛等の材料	偶蹄類の動物 ^{*3} の毛	○	*4 ○			○			○ △	
		豚又はいのししの毛		○	*4 ○		○			○ △	
		馬毛		*4 ○	○		○			○ △	
		偶蹄類の動物 ^{*3} の毛	○				○			○ △	
	上記以外の用途	豚又はいのししの毛		○			○			○ △	
		馬毛			○		○			○ △	
		兎毛				○	○			△	
		羽毛				○	○			○ △	
		偶蹄類の動物 ^{*1} のケーシング	○					○ ○			
		豚又はいのししのケーシング		○				○ ○			

備考 *1：家畜伝染病予防法施行規則第43条の表豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中欄に掲げる地域

*2：家畜伝染病予防法施行規則第43条の表豚及びいのししに係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中欄に掲げる地域

*3：豚及びいのししを除く。

*4：炭疽のみを対象として、S K消毒を実施する場合、病原体の散逸のおそれのない方法での輸送が可能な場合、外装消毒を省略することができる。

△印：空港のみ。

見本採取票

- ・法、畜産物の輸入検査要領に基づき、精密検査のために検査材料の採取を実施→輸入者宛に見本採取票を事務所で交付
- ・内容:申請番号、採取した品名、数量等を通知

見本採取票	(例)	申請番号:	
DOUKEN 殿		発行日:	
		動物検疫所検疫部畜産物検疫課	
		氏名:	
家畜伝染病予防法第51条の規定により、検査のため採取したので通知します。			
採取した貨物	品名・銘柄		数量
	鶏ももからあげ		2袋/ 0.5KG
搭載船名	KUNKUN123	入港年月日	令和6年1月1日
蔵置場所	動物検疫所	採取年月日	令和6年1月4日

~~~~~

# 公文書受領者の本人確認について

畜産物を輸出入する者又はその代理人が動物検疫所に来所して手続(動物検疫所発行の証明書等の受取り)を行う際、本人確認を行っています。



## 1. 事前手続き

以下の①又は②により事前に窓口に来る方の情報をお知らせ下さい。

①公文書受領者登録届に必要事項を記入し、動物検疫所に提出する。

※登録届の様式をお持ちでない場合は、ご連絡ください。

②申請書備考欄に受取予定者の会社名、氏名を記載する。

## 2. 窓口での手続き

窓口で上記①又は②に記載された方がどうか本人確認を行います。

以下ア～ウのような身分証明書をご提示ください。

ア. 写真付き社員証 イ. 免許証 ウ. マイナンバーカード

※現物検査の立会が申請者と異なる場合は、立会者についても本人確認を行う場合があります。

# 問い合わせ窓口

動物検疫所検疫部畜産物検疫課

TEL:045-201-9478

FAX:045-212-4623

e-mail:aqs.yokchiku@maff.go.jp

動物検疫所川崎出張所

TEL:044-287-7412

FAX:044-287-7413

e-mail:aqs.kws@maff.go.jp

動物検疫所羽田空港支所東京出張所

TEL:03-3529-3021

FAX:03-3529-3025

e-mail:aqs.tyo@maff.go.jp